

平成29年 3 月 10 日 開会

平成29年 3 月 24 日 閉会

平 成 2 9 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成29年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月10日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
選任第1号の上程、採決	8
議案第1号～議案第24号、承認第1号の上程、説明	9
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	25
散会の宣告	27

第 2 号 (3月13日)

出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	29
職務のため会議に出席した者の役職氏名	29
議事日程	30

開議の宣告	31
議事日程の報告	31
議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について	31
議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について	31
一般質問	36
瀬 角 清 司 君	36
松 田 晴 光 君	39
辰 巳 光 則 君	42
森 内 哲 也 君	48
池 田 年 夫 君	51
松 本 健 君	59
散会の宣告	66

第 3 号 （3月24日）

出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	67
職務のため会議に出席した者の役職氏名	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	69
追加議案の上程	87
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
町長挨拶	90
閉会の宣告	90
署名議員	93

三宅町告示第20号

平成29年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

平成29年2月23日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 平成29年3月10日 金曜日
午 前 10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成29年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

平成29年3月10日金曜日

15日間

平成29年3月24日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘 要
第1日目	3月10日 金曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月11日 土曜日		休 会
第3日目	3月12日 日曜日		休 会
第4日目	3月13日 月曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑・一般質問)
第5日目	3月14日 火曜日	午前10時00分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明)
第6日目	3月15日 水曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会
第7日目	3月16日 木曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算質疑)
第8日目	3月17日 金曜日		休 会
第9日目	3月18日 土曜日		休 会
第10日目	3月19日 日曜日		休 会
第11日目	3月20日 月曜日		休 会
第12日目	3月21日 火曜日	午前10時00分 午後1時30分	福祉文教委員会 総務建設委員会
第13日目	3月22日 水曜日		休 会
第14日目	3月23日 木曜日		休 会
第15日目	3月24日 金曜日	午前10時00分	定例会再開

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成29年3月10日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	総務部長	岡橋正識
監査委員	片岡嘉夫	くらし創造部長	森本典秀
未来創造部長	江蔵潔明	土木環境部長	東浦一人
健康子ども部長	中田進	幼児園園長	吉井五十鈴
教育委員会事務局長	岡本豊彦	会計管理者	乾輝男

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山田恵二	モニター室係	堀川佳則
モニター室係	川人哲也	モニター室係	因幡紗友子

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	瀬角清司	2 番 議 員	松本健
---------	------	---------	-----

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成29年3月10日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 平成29年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 平成29年度三宅町水道事業会計予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する |

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第21 | 議案第17号 | 三宅町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第19号 | 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第22号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第23号 | 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更について |
| 日程第28 | 議案第24号 | 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約の制定について |
| 日程第29 | 承認第1号 | （専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 発議第1号 | 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 発議第2号 | 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書 |
| 日程第32 | 選挙第1号 | 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |
| 日程第33 | 一般質問について | |

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。定刻より少し早いんですけれども、皆さんおそろいようですので始めたいと思います。

本日、平成29年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案につきましては、平成29年度一般会計予算を初めといたします選任1件、議案24件、承認1件、発議2件、選挙1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成29年3月三宅町議会第1回定例議会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、年度末の公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、政府の月例経済報告によると、日本経済は「景気は一部に改善のおくれも見られるが緩やかな回復基調が続いている」とされ、個人消費や輸出・国内生産の持ち直し、雇用情勢の改善などが報告されており、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要があるとしています。

そのような中、本町では中長期的な行財政運営のもと、予算規模の適正化に努め、一般会計予算においては前年比マイナス7.1%、約2億8,000万円減の36億7,000万円とし、人件費・扶助費・公債費などの経常的経費においてはマイナス0.8%、普通建設事業費等の臨時的経費においてはマイナス29.2%となっておりますが、地方創生と財政健全化の両立を実現

し、三宅町の将来に向けて大きく始動できる年度となるよう思いを込めて、今必要な施策には積極的に新年度予算の編成を行ったところでございます。

さて、今定例会にご提案いたしておりますのは、平成29年度一般会計予算案を初めとする国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の予算案並びに平成28年度各会計の補正予算を合わせて10件、条例の制定並びに一部改正を合わせて12件、規約の改正2件、承認1件の計25件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは発議2件、そして選挙1件のご審議を賜るわけではありますが、議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成29年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、瀬角清司君及び2番議員、松本 健君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日より3月24日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より3月24日までの15日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長(植村ケイ子君) 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○代表監査委員(片岡嘉夫君) それでは、監査委員報告をさせていただきます。読み上げさせて報告いたします。

去る2月15日に、平成28年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成28年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。その結果、地方自治法を初めとする各関係法令に抵触するところもなく、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成29年3月10日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長(植村ケイ子君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長(植村ケイ子君) これより議事に入ります。

日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、予算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2条の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員 9 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくことといたします。
それでは、特別委員会委員長に瀬角清司君、副委員長に松本 健君を指名いたします。

◎議案第 1 号～議案第 2 4 号、承認第 1 号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） お諮りいたします。

日程第 5、議案第 1 号 平成29年度三宅町一般会計予算についてより日程第29、承認第 1 号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第 5、議案第 1 号 平成29年度三宅町一般会計予算についてより日程第29、承認第 1 号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案24件、承認 1 件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 平成29年 3 月三宅町議会第 1 回定例会を開会し、当初予算案を初めと

する多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、予算編成の基本姿勢、各提出議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国における平成29年度予算の概要総額は97兆4,547億円と前年度当初予算比で7,329億円の増加となり、5年連続で過去最高を更新しております。

一方、地方財政は、総務省の地方財政対策の概要によると、一般財源総額について平成28年度を4,000億円上回る62兆1,000億円を確保したとされるものの、地方交付税は地方税収の増加を見込んで前年度よりも4,000億円少ない16兆3,000億円となっております。今後も地方交付税の減少が見込まれる中、国の施策の変化による地方財政への影響が懸念されるところでありますが、公共施設等の適正管理の推進施策として、公共施設等の集約化、複合化、老朽化対策を推進し、適正配置を図るため新たに公共施設等適正管理推進事業費として3,500億円、一億総活躍社会関連施策として2,000億円、まち・ひと・しごと創生事業費に引き続き1兆円、緊急防災・減災事業費を拡充し平成32年度まで延長するなどの地方財政対策が示されております。

奈良県予算案の主な取り組みにおいては、「経済の活性化」「くらしの向上」を柱として、「効率的・効果的な基盤整備」「協働の推進及び市町村への支援」が盛り込まれており、一般会計において前年比マイナス3.5%の4,778億4,900万円となっておりますが、協働の推進及び市町村への支援には引き続き手厚い措置がとられており、「奈良モデル」の推進に5億5,600万円、連携協定を締結した市町村への支援に4億8,400万円、水道広域化・ごみ処理の広域化の推進支援などが掲げられているところであります。

改めまして、ここで皆様にご報告をさせていただきたいことがございます。先般、12月議会にてご質問も頂戴しているところでもあり、昨今の新聞報道等により既にご承知のこととは存じますが、過疎指定についてであります。平成27年国勢調査の結果により人口減少が著しい市町村の一つに三宅町が入っており、過疎地域自立支援促進特別措置法による過疎指定地域の告示が間もなく行われることになる見通しであります。これは、平成2年の8,620人に対して、平成27年が6,836人となり、20.7%の減少が同法律による要件に該当するものでありまして、告示後は奈良県の過疎地域自立促進方針に三宅町が加えられ、本町においては自立促進市町村計画を取りまとめまいり、この策定に当たっては議会にご提案を申し上げ、ご承認を賜ることになるわけでございます。

具体的には、国の補助率のかさ上げや、過疎対策事業債の発行が可能となり、交付税によ

る財政措置を受けることができるようになり、本町の財政運営にとって有利になるものでございます。今後の法手続や市町村計画の策定に当たっては、議会議員の皆様、町民の皆様へ丁寧な説明を行い、必要な施策をしっかりと進めてまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このような中ではございますが、本町の財政状況は平成27年度決算において、経常収支比率は前年度よりマイナス7.8%の82.8%となり、県平均の93.5%、全国平均の90.0%を下回っているところであります。また、基金残高におきましては、財政調整基金、公債償還基金を合わせて15億6,200万円となっており、公共施設等整備基金等の目的別資金の積み立ても着実に進んでいるところでございまして、基金全体の現在高は21億7,100万円となっており、また、財政健全化法による実質公債費比率は前年比マイナス0.6ポイントの2.3%、将来負担比率についてはマイナス15.8ポイントの16.0%となり、町財政については、現在は健全段階にあるものの、財政力指数は0.29と依然として低い財政基盤であることは変わりなく、自主財源である町税等において、その徴収率は2年連続県内1位となったものの、税収そのものの減少傾向は否めないものでありますので、子育てのしやすい環境の整備や企業誘致による固定資産税等の税収の確保、雇用促進による生産人口の流入などの施策を打ち出すことにより税収基盤の確保を図っていかない限り、町財政は脆弱な状況を脱却することはできません。

平成29年度の予算は、私の就任後初めての予算編成であります。三宅町の未来のために大きく始動できるよう各施策実施に取り組む予算編成といたしました。

現行の三宅町第3次基本構想に掲げる施策はもとより、現在、策定を進めております三宅町総合計画の基本理念、地方創生に係る基本理念である「豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創出」の実現を念頭に当初予算案を作成いたしました。

後に、各会計の予算案についてご説明申し上げますが、私が新年度において進めたい、さらに力を注いでまいりたい主要施策の一部について説明をさせていただきます。

1点目は、子育てです。

三宅町地方版総合戦略に掲げる妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援への取り組みとして、産前産後サポート事業として134万7,000円を計上。また、学校教育の充実として、アレルギー食対応の給食器の新規導入、特別支援について幼稚園から小学校教育への切れ目のない手厚い施策として町費による教員の配置を行います。

2点目は、産業です。

企業誘致に向けたソフト面・ハード面の整備推進のため、企業立地促進事業に149万5,000円を計上し、奈良県工業ゾーンプロジェクトの推進に全庁を挙げて取り組んでまいります。また、ふるさと納税については、当町を応援してくださる全国の皆様の寄附金であることにかわりはありませんが、お礼の品をお送りすることでメイドインミヤケを全国にPRし、地場産業の活性化につなげていくことを大きな目的としており、さらに制度の充実を図ってまいります。

3点目は、福祉です。

福祉・教育関連の複合施設の整備に向け、皆様の意見を広くお聞きし、多くの手法を検討していくため基本構想の策定を行ってまいります。

また、ごみ収集においては4月から祝祭日の実施をいたしますが、加えて福祉目的をもって（仮称）ふれあい収集の実施を向け準備を開始します。これは高齢者宅などを個別に収集員が訪問し、必要な世帯にはお声をおかけして安否確認を行うなど、福祉部局と連携した行政サービスの充実を図ってまいります。

4点目は、地域教育です。

新年度より、中央公民館の土曜・日曜開館を実施いたします。これまでに要望いただいております住民ニーズに応え、さらなる人づくり、地域づくりのための生涯学習の推進の中核施設として利用が増加するものと期待を込めており、社会教育の充実を図ってまいります。

5点目は、安心・安全、生活基盤です。

引き続き、石見駅周辺整備事業に取り組み、平成31年春の完成を目指して、駅西側の道路・広場・駐輪場の整備へと進めてまいります。

また、来るべき大震災への備えとして、災害対策本部が設置され、全ての防災活動拠点となる役場庁舎の耐震改修工事を実施いたします。あわせて、トイレ等の改修も行い、施設の長寿命化と来庁者の利便性の向上も図ってまいります。

6点目は、協働・行財政です。

これまでに各部局ごとに行われていた三宅町のPR施策を三宅町タウンプロモーション事業として集約し、三宅町の情報を全国に広く発信していくため、庁内連携はもとより各種団体や住民の皆様との協働のもと発展的に進めてまいります。

また、広報みやけを刷新し、誰もが見やすくわかりやすい冊子へと生まれ変わるよう、町のお知らせだけではなく特集記事などを盛り込み、住民の皆様と協働でつくり上げる誌面を目指してまいりたいと考えております。

以上、主要なものを述べさせていただきましたが、基礎自治体として取り組んでいくべき最重要施策は産み・育てる環境を整備することと考えており、後に説明いたします各予算に必要な施策を計上したところであります。

続きまして、各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算についてご説明を申し上げる前に、歳出抑制についての私の取り組む姿勢として、特別職である町長・副町長・教育長の給料の減額を今年度に引き続き、向こう1年間実施するため、条例改正案を提出いたしておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算の説明をいたします。

歳出より説明をいたしますので、5ページをごらんください。

まず、款1 議会費については、図書購入費、先進地視察研修費等などに人件費を含めて、6,841万9,000円を計上いたしました。

款2 総務費については、項1 総務管理費においてふるさと納税推進事業に係る経費、財務会計システムの更新費用、庁舎・公用車等の維持管理費、庁舎耐震改修工事費、電算システム保守・運用に係る経費、地域イントラネットの機器更新経費、情報セキュリティー強靱化事業、地域公共交通タクシー補助事業、UIターン促進事業、新規に犯罪被害者支援事業、複合施設整備基本構想策定費などに6億7,912万1,000円を計上いたしました。

項2 徴税費においては、徴税に係る電算システム改修等の委託費、固定資産税評価替えに向けた路線価評価業務、過誤納還付金などに7,050万2,000円を計上し、項3 戸籍住民基本台帳費においては、戸籍・住民基本台帳の電算システムの保守・運営経費、マイナンバーカードの旧姓対応に係るシステム改修などに568万円を計上し、項4 選挙費においては、選挙管理委員会の事務経費762万9,000円を計上し、項5 統計調査費においては、工業統計調査、経済センサスなどの指定統計調査に係る経費35万4,000円を計上し、項6 監査委員費においては、監査委員報酬等の経費39万8,000円を計上し、款2 総務費の合計は7億6,368万4,000円になっております。

款3 民生費については、項1 社会福祉費において、三宅町社会福祉協議会補助金、障害者福祉タクシー助成金、人権を確かめあう町民の集い開催経費、国民健康保険、後期高齢者・介護保険の各特別会計への繰出金、心身障害者医療費助成事業、障害者自立支援医療給付費、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、高齢者福祉事業、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定費、臨時福祉給付金給付事業に7億1,145万3,000円を計上いたしまし

た。

項 2 児童福祉費においては、児童手当給付金、乳幼児医療費助成事業、地方創生育児・育自・育地子育てプロジェクト事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、幼稚園の管理・運営経費、学童保育クラブ運営経費などに 4 億 474 万 5,000 円を計上いたしました。

項 3 災害救助費においては、災害救助法に基づく予算科目として 6,000 円を計上しており、款 3 民生費の合計は 11 億 1,620 万 4,000 円の計上となっております。

款 4 衛生費については、項 1 保健衛生費において、国保中央病院負担金、保健福祉施設あざさ苑の指定管理料、母子保健事業、健康増進・感染症予防接種、子育て・産前産後サポート事業、狂犬病予防注射実施経費、上但馬火葬場解体工事費などに 1 億 9,278 万 6,000 円を計上いたしました。

項 2 清掃費においては、一般廃棄物の収集運搬・処理経費、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金、新規に（仮称）ふれあい収集実施のための清掃車の購入費など 1 億 1,198 万 3,000 円を計上し、款 4 衛生費の合計は 3 億 476 万 9,000 円の計上となっております。

6 ページをごらんください。

款 6 農林水産業費については、農業委員会関係経費、農家台帳システムの更新経費、農業の振興並びに農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費、特産物の推進、新規就農者支援事業、地方創生三宅ブランドと食の連携による仕事創出事業、農地の保全、ため池・農業水路の維持管理補助金など 4,428 万 8,000 円の予算計上となっております。

款 7 商工費については、商工業の振興に係る三宅町商工会、奈良県スポーツ用品工業協同組合への補助金、地場産業や本町の P R 等に係る既存の事業を三宅町タウンプロモーション事業として統合するなど 530 万 1,000 円の予算計上となっております。

款 8 土木費については、項 1 土木総務費において、土木積算システムの運用経費、空き家対策に係る経費などに 7,058 万 3,000 円を計上し、項 2 道路橋梁費において、道路橋梁・河川・交通安全施設等の維持管理費、舗装補修工事費などに 1 億 4,870 万円を計上いたしました。

項 3 都市計画費においては、都市計画審議会開催経費、用途地域変更計画策定費用、建築物の耐震化支援事業、都市下水路整備工事費、都市公園等の維持管理費などに 2 億 1,867 万 7,000 円を計上し、項 4 まちづくり費においては、石見駅周辺整備事業、地域立地促進のための費用として 1 億 6,128 万 1,000 円を計上いたしました。

項 5 住宅費においては、町営住宅・改良住宅の維持管理費、奈良県住宅新築資金回収管理

組合負担金などに1,126万7,000円を計上し、款8土木費の合計は6億1,050万8,000円となっております。

款9消防費については、奈良県広域消防組合負担金、防災無線等の広域消防防災に係る経費、災害に強いまちづくり事業では、住宅用感震ブレーカー設置補助の継続、防災備蓄品の購入費、総合防災訓練の開催経費、三宅町消防団の運営経費など1億6,611万4,000円を計上いたしました。

款10教育費については、項1教育総務費において、教育委員会の運営経費、小学校費のPCB廃棄物の処理事業などに6,721万3,000円を計上し、項2小学校においては、特別支援教育等の手厚い施策を行っていくため町費の講師を加配する経費、外国語講師の配置、学校管理運営に係る費用、就学援助費、新規に卒業記念品贈答事業として、地場産業を活用した卒業証書の革製レプリカ作成費用。学校給食に係る経費では、食物アレルギーにおける対応を徹底し、事故を未然に防ぐため、配膳する食器そのものを区別できるよう色を変えた食器を新たに導入する費用などに4,422万5,000円を計上し、項3中学校費においては、式下中学校会計への負担金、就学援助費など4,475万円を計上いたしました。

項5社会教育費においては、社会教育費においては、社会教育指導員の充実、生涯学習講座の開講経費、文化祭・成人式の経費、三宅町文化協会ほか関係団体への活動費補助金、人権教育の推進、学校・地域パートナーシップ事業、中央公民館・文化ホール管理運営に係る経費、三宅古墳群の発掘調査等、文化財の調査・保護に係る費用などに5,483万8,000円を計上いたしました。

続いて7ページをごらんください。

項6保健体育費においては、町民マラソン大会開催や生涯スポーツ教室の開催経費、子ども駅伝大会の参加経費、三宅町スポーツ少年団ほか各社会体育関係団体の活動費の補助金、新規に三宅町中央公園内のトイレを一部洋式化する改修費など1,538万円を計上し、款10教育費の合計は2億2,640万6,000円となっております。

款12公債費につきましては、長期借入地方債の償還金として元金、利子を合わせ3億2,648万1,000円を計上いたしました。

款14予備費については3,782万6,000円を計上しております。

続いて、歳入の説明をいたします。1ページにお戻りください。

款1町税については、対前年度に比し、566万7,000円の増額となる6億1,312万円を見込み予算計上いたしました。項1町民税においては、生産人口の減少から納税義務者数に鑑み、

個人町民税の減収、法人町民税は国内生産の回復基調が期待されることから若干の増収を見込んだものであります。

款2 地方譲与税については、国の主な地方財政指標によると地方譲与税総額が増額されていることから、前年度に比し83万1,000円の増額を見込み2,060万5,000円を計上しました。

款3 利子割交付金については、176万1,000円、款4 配当割交付金は700万5,000円、款5 株式等譲渡所得割交付金は増加を見込み570万1,000円、款6 地方消費税交付金は8,304万2,000円、款7 自動車取得税交付金は437万7,000円、款8 地方特例交付金は403万8,000円を計上いたしました。

款9 地方交付税については、国の予算の地方交付税の総額が全国ベースで4,000億円の減額見込みとなっております。本町においては、平成27年度決算と平成28年度収入済額の比較では、普通交付税で錯誤額として交付された1億1,817万7,000円を除き、1億176万3,000円の減少の13億1,546万1,000円、特別交付税の収入見込みにおいては6,000万円程度減少し、約2億6,000万円となる見込みですが、平成29年度は平成28年度に比してこれ以上の大きな減少はないものと算定し、普通交付税は13億1,946万8,000円と見込み、特別交付税2億6,513万4,000円を合わせ、15億8,460万2,000円を計上いたしました。款10 交通安全対策特別交付金は1万円を計上しております。

款11 分担金及び負担金については、社会福祉・児童福祉・老人福祉事業等に係る負担金、式下中学校普通交付税負担金を合わせて7,298万円を計上いたしました。

款12 使用料及び手数料については、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で4,327万6,000円を計上いたしました。

款13 国庫支出金については、歳出経費をもとに、国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせて、3億9,341万9,000円を計上いたしました。

款14 県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みも合わせて1億5,789万円を計上いたしました。

款15 財産収入については、普通財産の貸付収入、基金利子収入、普通財産の売り払い収入を合わせて1,938万5,000円の計上をいたしました。

款16 寄附金については、ふるさと納税の増加を見込み2,075万1,000円を見込んでおります。

款17 繰入金については、収支の均衡を図り、不足する財源を財政調整基金から取り崩し2

億3,975万円、ふるさと納税基金から納税者の意向に沿った財源に充てるため645万7,000円、合わせて2億6,100万7,000円を計上いたしました。

款18繰越金については、平成28年度決算による繰越金として1,000万円を計上いたしました。

款19諸収入については、税延滞金及び普通預金利子収入、住宅新築資金等貸付金償還金収入、再生資源売り払い収入、職員駐車場使用料、奈良県市町村振興協会助成金等を合わせて3,643万9,000円を計上しております。

最後に、款20町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債8,992万円の借入れを見込み、緊急防災減災事業債や石見駅周辺整備事業に係る公共事業債を初め、各事業債の借入予定額を合わせて3億3,059万2,000円を計上いたしました。

以上のことから、平成29年度の一般会計予算額の総額は36億7,000万円となり、前年度比マイナス7.1%、2億8,235万1,000円の減額となっております。これは主に、総務費において庁舎耐震工事費による増加があるものの、土木費の石見駅周辺整備事業費において、平成28年度中に用地補償を完了することができたことから、新年度の事業費が減少したことによるものであります。

次に、議案第2号から議案第5号までの各特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険特別会計予算は前年比1,200万円減の9億8,000万円、後期高齢者医療特別会計予算は前年比544万2,000円増の1億1,032万9,000円、介護保険特別会計予算は前年比4,100万円増の7億7,500万円、公共下水道事業特別会計予算は前年比360万円増の3億8,560万円を計上しております。

4会計の総額は22億5,092万9,000円となり、前年度と比較して1.7%の増加となっております。

次に、議案第6号 三宅町水道事業会計予算については、収益的収入1億7,748万7,000円、収益的支出1億6,552万1,000円、資本的収入3,370万8,000円、資本的支出5,502万9,000円を計上いたしました。

以上が議案第1号から議案第6号までの新年度予算案の概要であります。予算執行に当たっては適正かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節減・合理化と新たな補助金の獲得など歳入財源の確保に努めてまいり所存であります。議員皆様におかれましては、何とぞご理解を賜り、慎重審議をお願い申し上げる次第でございます。

次に、議案第7号から議案第10号までの4議案は、平成28年度一般会計並びに特別会計の

補正予算であり、各会計において当該年度における事業費の確定に伴い、国・県支出金、地方債等の特定財源の変更などを行う補正予算であります。

うち、平成28年度一般会計第7回補正予算における主な内容は、各委託費や工事請負費の入札差金による不用額の減額、石見駅周辺整備事業、社会資本整備総合交付金事業等の平成28年度補助事業費の確定によるものであり、これに伴い補助金や起債等の財源となる歳入の減額を行い、財政調整基金繰入金の減額調整を行うものであります。

次に、条例の制定及び一部改正についてご説明申し上げます。

議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、財政事情に鑑み特別職の職員である私、町長を初め、副町長・教育長について、平成28年度に引き続き、平成29年度においても、給料額を減額するため、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長・教育長は給料基礎額に100分の10を乗じた額を減じて得た額とすることといたしたいので、これを定めるため条例の一部改正を行うものであります。

議案第12号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、平成29年4月1日から、全庁が連携し効率的かつ横断的な行政運営を目指した組織に再編を行い、諸施策の企画、実行管理を効果的に推進していくため、新たにみやけイノベーション推進部を設置し、これまでの総務部、未来創造部、くらし創造部、健康子ども部、土木環境部の5部を総務部、住民福祉部、まちづくり推進部の3部に統廃合し、シンプルな行政組織へと見直しを行うため条例の改正を提出するものであります。

議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成29年度から祝祭日のごみ収集の実施に伴い、職員の休日勤務に対する手当日額を定めるための条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法の改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例であるおおむね75%から25%の軽減について適用期限を1年延長すること、平成31年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車所得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設し、燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税から3%の4段階を基本とすること、町県民税における住宅ローン減税措置について適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長すること、法人町民税の法人税割の引き下げ、現行の9.7%から6.0%へ3.7%の引き下げを行うことの4点について、条例の改正を行う必要が生じたものであります。

議案第15号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）附則第1条第5号の施行日確定に伴い、地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合のシステム連携を可能とすること、また、番号法の法律条文が新たに追加されることにより、本条例において引用する条文を1条繰り下げるなどの必要があるため条例の改正を行うものであります。

議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、同条例中、第1条及び第5条第1項の条文において番号法の条文を引用していることから、同法律の施行日確定に伴い1号繰り下げる必要があるため条例の改正を行うものであります。

議案第17号 三宅町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めるために、本条例を新たに制定するものでございます。なお、本条例案の提出に当たっては天理警察署管内の市町村が足並みをそろえ、条例の制定を進めているものでありまして、この課題に対し、有効な施策を展開できるよう連携を深めてまいります。

議案第18号 三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、同和対策関連法が失効し一般対策へ移行が図られているため、同条例第2条に規定する附属機関のうち三宅町同和対策協議会の削除を行うものでございます。

議案第19号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、企業誘致の実現性を高めるため、新規の奨励措置として、治水対策奨励金、給水装置設置奨励金、環境施設奨励金、緑地保全奨励金、企業立地奨励品交付奨励金の5種類を追加するため、条例の改正を行うものでございます。

議案第20号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年度から平成28年度において、消費税引き上げによる影響を考慮し、公費を投入して低所得者の保険料軽減を、特に所得の低い方を対象にしているところではありますが、平成29年度においても政府予算案が措置されたことを受け、平成28年度までとしていた期限を平成29年度までに改める条例改正を行うものであります。

議案第21号 三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例の

制定については、同業務委託の発注に関して、プロポーザル方式により事業者を選定することを目的に、参加事業者の企画提案内容の評価について高度な技術または専門的な知識を持った評価者が必要となることから、外部有識者をその委員として委嘱するため条例の制定を行うものでございます。

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第21号で説明いたしました三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会委員の報酬日額を定めるため、条例の改正を行うものであります。

議案第23号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更については、山添村、川西町、三宅町及び田原本町が一般廃棄物を広域的に処理するため、その管理及び執行の事務処理を天理市に委託してまいりましたが、平成29年4月1日から田原本町が、やまと広域環境衛生事務組合において一般廃棄物の処理を開始することに伴い、本規約から離脱することについて、地方自治法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約の制定については、特別な教育的支援を要する幼児、児童及び生徒の適正な就学指導を図るため、平成25年3月、川西町、三宅町及び川西町・三宅町式下中学校組合は共同して就学指導委員会を設置しておりますが、中央教育審議会における特別支援教育のあり方に関する特別委員会報告に「早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会』といった名称とすることが適当である」とうたわれていることから、名称の変更を行いたく提出するものでございます。

承認第1号 （専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、介護部分休業が取得可能になるなど、平成28年人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行う必要が生じましたが、急を要し議会を招集するいとまなきにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成28年12月28日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。なお、本条例の施行日は平成29年1月1日としております。

以上が今定例議会に提出いたしました当初予算6件、補正予算4件、条例の制定並びに一

部の改正合わせて12件、規約の変更2件、承認1件の計25件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は、3月13日の月曜日、午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第30、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、提出者の衣川議員より提案理由の説明を求めます。

衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。朗読をもってご提案とさせていただきます。

発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨を説明します。

私たち議員の報酬は条例で定められた月額26万円ですが、町の集中改革プランの内容に即して、報酬額1割の削減を行うため、平成18年3月定例会で条例の一部を改正する発議案を賛成多数で採決いたしました。この条例の改正内容は、昨年と同じく引き続き期間を延長すべく、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間と改正するものであります。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第30、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第30、発議第1号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第31、発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書を議題とし、上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

○9番（池田年夫君） 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書の提案に当たって申し上げます。

安倍政権が名前を変えて、テロ等準備罪と呼ぶ共謀罪法案を本国会で成立させようとしています。今までの国会審議の中で明らかになったのは、警察及び捜査当局の判断次第で誰と誰が合意したかというだけで共謀罪を念頭に捜査されることが明らかになりました。これでは戦前の治安維持法の復活であり、このような法案の国会提出をさせてはなりません。それでは全文を読み上げて提案とさせていただきます。

「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書（案）。

安倍政権は、「共謀罪」法案を今通常国会で成立させようとしています。これまで過去3度国会に提出し、そのたびに国民の大きな反対によって廃案になったものです。政府は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けての「テロ対策」であることを前面

に押し出し、国際組織犯罪防止条約を批准するために、共謀罪の導入が不可欠だと説明していますが、現行法で批准は可能であり、新たに法案をつくる必要はないと言われています。今回の「共謀罪」法案は次のような重要な問題点があり、人権を侵害する法案です。

第一に「共謀罪」法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案です。

近代刑法では、被害が生じた場合にその犯罪行為を罰することが原則です。しかし、「共謀罪」は「話し合い・合意」を処罰するため、その内心に踏み込んで捜査することになります。今回の法案は「準備行為」を加えて処罰条件を限定していると言われていますが、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。戦前、特高警察が、治安維持法を使い「戦争反対」などと思いを弾圧した時代を繰り返してはなりません。

第二に「共謀罪」法案は「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」と名前を変え、「テロ対策」を強調しています。しかし、「共謀罪」が適用される犯罪は676にも上り、テロと全く関係のない公職選挙法や道路交通法など広範囲に渡っています。また、今回対象を「団体」から「組織的犯罪集団」とした、と言います。しかし、その定義が不明確なため、判断は捜査機関に委ねられ、市民団体や労働団体も対象になりかねません。公職選挙法違反の捜査を口実に、大分・別府警察署員が市民・労働団体の事務所に隠しカメラで違法に監視していた事実からも問題は明らかです。

第三に「共謀罪」は警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。

「話し合い・合意」等を捜査するためには、市民からの情報提供、会話そのものの盗聴、「犯人」の自首などが考えられます。しかし、市民からの情報提供を推進すれば、戦前の「隣組」のような住民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険があります。会話を盗聴するために、日常的に盗聴捜査が行われる恐れもあります。自首すれば刑が減免されるので、「おとり」捜査員が団体に潜入し、「共謀罪」を成立させた上で「自首」し、組織をつぶすことにも利用されかねません。また、物的証拠に乏しいため、自白の強要など冤罪を増やす危険があります。

以上のようにテロ等組織犯罪準備罪は国民の監視と密告による弾圧を可能にする法案にほかなりません。「テロ防止」や「安心・安全」のために、自由な言論や民主主義を制約されることは許されません。戦後70年育ててきた日本国憲法のもとの自由と人権、そして民主主義を守るために、テロ等組織犯罪準備罪法案の国会提出に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2017年3月10日。三宅町議会。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりました。

日程第31、発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） すみません。ちょっと何点かお聞かせ願いたいんですが、今、ここにあります意見書の中に適用される犯罪は676件とありますが、実際に提出されたものは277件で、具体的にどの部分が削られたもので、どの部分が残ったものというのはちょっと、よくわかりません。

それを聞くとちょっと長くなるので、それはいいとしまして、ここにありますが、よく言われます話し合うだけで犯罪と誤解されていますが、共謀とは具体的、現実的に犯罪行為をしようとする合意のことですから、たわいもない冗談が犯罪になることはないし、違法性や危険性の高い組織犯罪の実行防止が目的ですから、労働組合や住民運動を規制することはないと思います。処罰対象は明らかな犯罪集団のみに限定することで、労働組合や住民運動、市民団体は対象外になるように配慮してあると思います。

2000年に国連で採決され、2003年に国会で承認した国際犯罪防止条約で定められた義務を果たすためとあります。110カ国以上が締結した条約で、G8諸国の中、議論の段階にあるのは日本だけです。1907年にできた古い刑法で現在の組織犯罪に対することが困難だと思うんですが、そのあたりをちょっとお聞きかせください。お願いします。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） まず、法の中身として、減少されたものについては、僕自身も十分わかっておりませんが、その点については十分まだ勉強していないので、説明できませんが、あとの話し合っただけで共謀になるのかという点ですけれども、これについても先ほども申し上げましたように、警察など捜査当局が共謀罪に当たるというふうに判断すれば、それに該当するということになり得るということも国会の中でも明らかになっております。

そういうことで、住民団体や労働組合などが賃上げなどに対して、話し合っただけで共謀罪を行くと、会社などと交渉するということになるについても、捜査当局などがこれが共謀罪に当たるというふうに判断すれば、それに該当するということになります。そういうことで、

このような法案について早期に国会に提出するというのは大きな間違いではないかというふうに思います。

そして、条約のことですけれども、この条約が結ばれた中身についても、経済問題を中心とした条約であります。国会の中でも、それが該当しないということ自身も、国会の答弁の中でも明らかになっているわけであります。という観点から、そのような今の日本のテロ組織について取り締まるのに、日本の中でも13項目以上の法律があるわけですから、それによって十分に取り締まるということが可能になっているわけであります。

さらに、今、東京オリンピック・パラリンピックに向けてテロ組織等に対する法律を新たにつくっておくなどということすら、国会の審議の中でも不要だということなどが十分に明らかになってきているというのが今の現状です。ということから、皆さん方のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ということは、池田議員も今、少しはこの中身は勉強中という形の中の意見書の出し方ということですか。はい、了解しました。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第31、発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案の国会提出の中止を求める意見書を採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（植村ケイ子君） お諮りいたします。

日程第32、選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

これより、三宅町選挙管理委員会委員を指名いたします。

宮内博幸、三宅町大字屏風340番地。

武内義文、三宅町大字伴堂378番地の2。

上松良有、三宅町大字石見501番地の2。

秋山郁子、三宅町大字屏風440番地の42。

以上、選挙管理委員会委員4人の方を指名いたします。

続きまして、補充員を指名いたします。

補充員1番、吉川雅彦、三宅町大字但馬395番地の1。

補充員2番、藤本良矩、三宅町大字小柳219番地。

補充員3番、今西三治、三宅町大字三河667番地の1。

補充員4番、吉原嘉一郎、三宅町大字但馬285番地。

以上、補充員として4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました宮内博幸氏、武内義文氏、上松良有氏、秋山郁子氏を選挙管理委員会委員とし、補充員1番、吉川雅彦氏、補充員2番、藤本良矩氏、補充員3番、今西三治氏、補充員4番、吉原嘉一郎氏を補充員として当選人として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ご異議なしと認めます。

よって、8名の方が当選されました。ただいま当選されました方々には、三宅町議会会議規則第33条第2項の規定により速やかに当選の告知をいたします。

三宅町選挙管理委員会委員及び補充員を代表して宮内博幸さん、ご入場願います。

(宮内選挙管理委員入場)

○議長（植村ケイ子君） ただいま本会議において、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました8名の方々を代表して宮内選挙管理委員会委員の挨拶を受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○選挙管理委員（宮内博幸君） ただいま本定例会におきまして、三宅町選挙管理委員会委員に当選しました宮内でございます。

もとより微力ではございますが、諸先生方のご指導、ご鞭撻をいただき、公正な選挙の執行管理に向けて、誠心誠意この重責を果たしたいと決意し、心に決めた次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。ご退席ください。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次回は3月13日月曜日午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。お疲れさまです。

(午前11時12分)

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成29年3月13日月曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
未来創造部長	江 蔵 潔 明	くらし創造部長	森 本 典 秀
健康子ども部長	中 田 進	土木環境部長	東 浦 一 人
教育委員会事務局長	岡 本 豊 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山 田 恵 二	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	大 林 裕 也	モニター室係	長谷川 二 美

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	瀬 角 清 司	2 番 議 員	松 本 健
---------	---------	---------	-------

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成29年3月13日 月曜日

午 前 10時00分 再 開

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第7号から承認第1号までの18議案、1承認に対する質疑、各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。

平成29年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時57分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成29年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算についてより議案第6号 平成29年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第7号～承認第1号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより承認第1号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、議案18件、承認1件についての総括質疑を許します。

3番議員、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） それでは、お許しをいただきましたので総括質問させていただきます。
議案第12号 三宅町組織条例の一部を改正する条例の制定についてご質問します。

今回、みやけイノベーション推進部を新たにつくられました。特定の部に所属しない独立した組織を設け、部横断事業の政策推進を担うということ、縦割り文化を弱くするため組織再編、部の数を減らしてシンプル化、さらなる住民のサービス向上、効率的かつ効果的な行政運営のためということで、とてもいいことだと思っております。

それで、うまくいくためにちょっと確認というか、質問させていただきたいんですが、一つ、みやけイノベーション推進部の動きとして、実際動いたときに容易に想像できることの一つに、部署ごとに今もさまざまな法律なり規則なりがあって、それをやっぱりクリアしないと前に進んでいかない、そういう事業ばかりだと思います。部署ごとの横の連携がうまくとれていなかったり、そういうハードルがあると諦めてくれと担当の方に言われて、できない理由を町長に説明するというような、そういう部局ではなく、他の自治体ではこういう問題はこうやって乗り越えたというような例があります、なぜ三宅ではできないんですかと他の部署の方々と職員さん同士、けんかと言え言い過ぎですが、前へ進むためにいろいろと話をしてほしい、そういうような部になってほしいというふうに私は思っております。そのためにも、やはり新しい部、イノベーション部の職員さんには限らないのですけれども、職員さんのやる気、知識、レベルを上げることは今回の組織改正を成功させる一つだと考えていますが、その辺何か考えられておられますかというのが一つです。

もう一つ、また想像できることとして、職員さんは決まり事や規則、前例に従って動くのが一般的、普通だと思います。新しい取り組みには決まりや規則、前例がない可能性が大いにあります。その場合に、やはり最後には私が責任をとりますというような政治的な覚悟も必要かと思しますので、そのあたり町長もどう考えておられるのかというのが一つ。

もう一つ、部横断的な政策として格好の材料があると思っています。それは、恋人聖地事業です。現在は前政権からの続きで、観光という面にしかスポットは当たっていませんが、観光ということだけでは三宅町では行き詰まると思います。恋人の聖地に反対する人の意見も私のほうにはいろいろ来ているんですけれども、大体その意見は、三宅町のどこにそんなロマンチックな風景があるねんみたいな意見だけなんですけれども、そういうのも同じように観光という面からしか見ておられない。恋人聖地プロジェクトには、サイトには少子化対策と地域の活性化への貢献というのがうたわれておまして、恋人の聖地三宅町は若いカップルを応援しますと掲げて、少子化対策事業、観光ではなくて少子化対策の事業にも恋人の聖地というのは使えるようなものじゃないかと思っております。また、三宅町が恋人の聖地として認定されたのは、風光明媚な景色があるという理由ではなくて、男女の愛であつたり

家族の愛が歌われた万葉集が三宅町に残っているという歴史の重み、その点が評価されたと思っていますので、三宅町、家族の思いに若いカップルが三宅町に来て思うというのもロマンチックだ、そういう点が評価されたと思っています。故郷の歴史という点から恋人の聖地にスポットを当てれば、郷土愛を育むという教育面からも恋人の聖地へアプローチできるのではないかと考えております。部横断的な政策としては、これは格好の材料だと思うんですが、この辺ちょっと提案ということになるんですけれども、どう思われているでしょうか。

3点ですけれども、ちょっとぼやつとしましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、森内議員の質疑にお答えいたします。本議案の提案理由について、その理念や考え方についての質疑ですので、私のほうから回答させていただきます。

質疑の1点目につきましては、みやけイノベーション推進部の所管に（仮称）政策企画検討委員会を位置づけております。この委員会は全部長が参加し、共通認識のもと政策の協議、決定を行うことを目的として設置するものであります。

みやけイノベーション推進部は、私の発案と各部の発案の取りまとめを行い、委員会で協議し、また委員会で決定された政策の業務分担や実行管理を行い、必要に応じて庁内プロジェクトを設置し、施策を進められるよう実行体制の構築も担う組織としております。

2点目につきましては、法令遵守は公務員として当然のことです。前例主義は、行政においてご指摘をいただくこともあるわけですが、みやけイノベーション推進部は新たな取り組みを実現していくため行政組織として設置するため、本議会において条例の改正をご提案申し上げた次第であります。

職務遂行においては、職員全てにその職責に応じた責任が伴うことは当然のこと、政策決定における政治的責任は私にあるということは言うまでもありません。

3点目の質疑につきまして、議員からいただいたご意見は十分に参考にさせていただき、恋人の聖地事業を初め各施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

入れ物を変えても、なかなかやはり人の問題が一番大きいのかなと思っていますので、ぜひ職員さんのやる気が出るような形で、我々議員のほうも住民代表として選ばれていますので、協力していきたいと非常に思っていますので、その辺一緒に三宅町、つくっていったらと思

っていますので、よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） それでいいですか。

9 番議員、池田年夫君。

○9 番（池田年夫君） まず、未来創造部のほうに質問いたします。

三宅町28年度一般会計第7回補正予算案の14ページに、総務管理費の企画費、需用費、修繕費の既存看板の修繕、総合的な整備をするほうが効果的と考え実施を保留となっています。ところが、どこのことを言っているのか、そしてまた、いつ行うのかという点に答弁をお願いいたします。

そして、同じく予算案の14ページに、委託料の中のマイナンバーの対応で、総務省からのセキュリティーポリシーが示されなくて減額となっています。示されないのであれば、運用ができないのではないのでしょうか。

そして、同じく19ページの土木総務費の委託料、空家実態調査及び空家等対策計画策定業務の契約が確定したとのこととであります。調査がいつ行われ、結果はどのようにになっているのでしょうか。

そして、同じく20ページのまちづくり費のところなんですけれども、近鉄石見駅周辺整備費なんです、踏切の拡幅協議がまとまらずとの説明となっています。まとまらなかった原因は何か、そして今後どのようにしていくのかという問題であります。

次に、土木環境部についてなんですけれども、第7回補正予算の20ページに土木費、項3の都市計画費、都市計画総務費で既存木造住宅耐震改修支援事業、今年度は5件の募集に対して1件しか応募がなかったということとあります。応募がない原因は何か、災害に強い安全と安心の町づくりのために今後どのようにしていくのかという点について質問いたします。

○議長（植村ケイ子君） 未来創造部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 9 番、池田議員の質疑にお答えいたします。

まず、予算書14ページの修繕料についてなんですけれども、場所は町道1号線と町道3号線の交差点であり、交差点をどのようにしていくかを含め、今後内部で協議を進めてまいります。

同じく14ページの委託料なんですけれども、ことし7月よりマイナンバーは地方公共団体も含めた情報連携が開始されます。昨年に整備した三宅町特定個人情報の安全管理に関する基本方針や、三宅町特定個人情報の保護に関する管理規程等に基づき、適正な運用を行います。

続きまして、ページ19の委託料ですが、空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務については、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき実施しており、業務委託期間は平成28年5月から平成29年3月として進めてきたところであります。

空家等対策計画については3月末に公表する予定で、資料編の中にはアンケートの調査等の集計結果も記載いたします。

続きまして、ページ20、近鉄石見駅周辺整備事業において、町道2号線の結崎第7号踏切については、平成26年8月より株式会社近畿日本鉄道様と協議を行っておりますが、踏切の車道部分の拡幅については金銭的に大きな負担が将来的に続く内容の条件の提示に対し、条件の緩和を粘り強く訴えておりましたが、車道部の拡幅についてはいまだ協議が調っておりません。歩行者専用踏切を設置できるよう先行して協議を行っており、車道部の拡幅に関しては将来的な目標として、継続して協議を続けていこうと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○土木環境部長（東浦一人君） 池田議員の質疑にお答えいたします。

既存木造住宅の耐震改修事業については、これまでの広報や窓口でのチラシ配布等によります呼びかけ方式に加え、過去に既存木造住宅耐震診断を受けられた所有者の方々にも、個別に文書での案内、説明も実施いたしました。しかしながら、結果として応募が少ない状況は、改修費用が高額な負担になることが大きな要因であると考えております。

これらのことから、大規模な耐震改修は費用面から容易でないと思われることから、居住者が耐震改修について多様な選択が可能のように、平成28年度より、比較的安価で簡便な耐震方法として、耐震シェルター・耐震ベッド補助事業も追加したところでございます。また、耐震改修費用の負担軽減を図るため、平成29年度より、既存木造住宅耐震改修支援事業補助金の補助額の上限を現行の20万円より50万円に引き上げ、制度の充実を図るよう今議会にて予算を上程させていただいているところであり、引き続き耐震補強の希望者の掘り起こしに取り組んでいく所存でございます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、池田議員ありますか。

○9番（池田年夫君） いや、ありません。

○議長（植村ケイ子君） 質疑を終結します。

お諮りします。

日程第2、議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより承認第1

号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案18件、承認1件は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） ご異議なしと認めます。議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより承認第1号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案18件、承認1件は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告をされました議員の発言を許します。

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（植村ケイ子君） 1番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

瀬角清司君。

○1番（瀬角清司君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

町内における、特定空家の安全対策についてですが、近年全国で空き家の増加が社会問題となり、深刻化しております。いわゆる空き家問題ですが、三宅町でも例外ではありません。何らかの対策を考慮しなければならない社会問題の一つとして認識しております。

その中でも、伴堂730番の1番地に所在する特定空家は老朽化が進み、いつ何どき地震や強風により倒壊してもおかしくない物件であると思われます。住民の生活道、児童、主に中学生の通学路に面した物件でもあり、太子堂を訪れる多くの観光の方々も通行されており、大変危惧しております。早くから行政も問題視しており、カラーコーンを設置するなどして対策してありますが、十分な対策だとは決して思えません。不測の事態が起こる前に一刻も早く、行政代執行法も視野に入れ、対策を図ることが行政の役目だと考えております。町長の見解をお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1番、瀬角議員の質問に回答いたします。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定を受け、今年度、空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務を行っており、今後、空き家対策を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の空き家を特定空家と位置づけておられますが、特定空家等の判定については、国が定めた「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針を踏まえ、三宅町空家等対策協議会の意見を聴取した上で判定し、初めて特定空家等として取り扱うことになります。よって、現状はかなり老朽化が進んだ空き家ではありますが、特定空家等となるのは今後の判定となります。

当該空き家の対策は、平成26年度より三宅町空家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対して助言、指導及び勧告を行い、三宅町老朽危険空き家解体事業補助金の利用を勧め、解体するよう指導してきたところであります。現在の条例では勧告までしかできませんが、安全性の確認のため定期的にパトロールを実施し、状態を確認しており、所有者に対しても継続的に指導を行う予定です。

特定空家等と判定され手続を踏めば、代執行を行うことができます。来年度に、特定空家等を判定する際の基準を作成します。現在、有識者によって構成されている三宅町空家等対策協議会において、特定空家等候補の個別案件を審議する準備を行っているところであります。特定空家等と判定されれば、特定空家等の措置として助言または指導、勧告、命令、代執行が可能となります。

特定空家等に対しての流れは、助言または指導を行い、老朽危険空き家解体事業補助金の利用も含めて、解体に向けた指導を行っていききたいと考えております。

助言、指導を行っても改善されない場合は勧告を行います。この時点で、固定資産税等の住宅用地特例から除外されることになります。それでも改善が見込めない場合は、命令を通告し、正当な理由なく措置をとらなかった場合については、文書による戒告、代執行令書による通知を経て、代執行という流れになります。

空き家等の管理責任者はあくまで所有者でありますので、代執行につきましては、法に基づき慎重に進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員、再質問。

○1番（瀬角清司君） 町長は、そういう特定空家に制定されてからということをおっしゃっておられますが、そもそも私が言っている空き家の物件は、太子道という三宅の中にある重

要な観光地のところにあることでして、やはり景観的にも見ばえも悪いと。いつ倒壊してもおかしくない危険物件ではあるんですが、見ばえ的にもやっぱり最近瓢箪山古墳を訪れる方もおられますので、そういったところを観光の方が来られまして見られたところ、町長は何も思わないのかなと思いますので、そういったところどうなのでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議員ご指摘のご意見というのは非常に考えられるんですけども、ただ、今現状の法の中では代執行を行えないということです。その点でご理解いただけたらと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1番（瀬角清司君） 代執行が行えないということでしたら、それ以外の対策はないのでしょうか。景観的にも。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 本空き家についてはいろんな検討をしております。道路法、建築基準法等々、いろんな方向で何とかできないかということを今さんざん検討してまいりました。本人さんにも担当者が何回も会い、お話しさせていただいています。法的には現状、先ほど町長が言いましたとおり無理というのが結論でございます。あくまでも指導までということで、文書も何回も出させていただいて、面接もさせていただき面談もさせていただいているけれども、本人さんが特殊なご事情がございまして、これ以上前に進まないのが現状でございます。ということで、ご理解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1番（瀬角清司君） 私、何度も言っているんですが、不測の事態がいつ何どき起こるかもわかりません。起きたときはどういった責任をとられるつもりなのでしょう。ご近所から、瓦の音が聞こえるとかいうことも聞いています、実際の話。そういったことはいつ起こってもおかしくないことだと思うんです。その対策をしっかりと図っていただかないと、ご近所に住む方も安心して住まれないんじゃないかなと思っておりますので。

○議長（植村ケイ子君） その辺の回答は。江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 瀬角議員の質問で対策と言われまして、これはあくまで今の現状で民事になります。役所は基本的には民事には余り立ち入らないというのが原則で、もし何か起これば個人賠償ということになりまして、所有者本人がその方に対して補償すると、そういうことになると考えられます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1 番（瀬角清司君） そしたら、そういうところはしっかり図っていただいて、今後なるんですね。特定空家になっていく可能性が高いんですよね、来年以降。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 先ほど町長が説明しましたとおり、現在三宅町空家等対策協議会、この協議会に各種専門家の方が入っていただいて、今その計画書がホームページで公開されているところでございます。それを経まして、今度はどういう判定の方法、要するに家の状態を、こういう場合でしたらどういう特定空家になるかという基準を今後1年間かけてつくりまして、それに当てはめて特定空家の判定をするわけございまして、現状でその基準ができていない中で、必ずというのはちょっと現状申し上げにくいというのが、この場で回答はちょっと差し控えさせていただきたいと思いますのでご了解願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1 番（瀬角清司君） 町内には、このような危険とか景観にも伴う特定空家はいろいろあるとは思いますが、その中でもちょっと目立った存在ですので、第一に考えていただいて対策を図っていただきたいなと私は思います。そういうことを考えさせてもらいまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角清司君の一般質問を終わります。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、5 番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

5 番議員、松田晴光君。

○5 番（松田晴光君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。
石見駅前駐輪場について。

近鉄樫原線八木駅から西大寺駅まで、全ての駅を調べてまいりました。ファミリー公園前を除き、各駅有料駐輪場が設置されております。なぜ石見駅前駐輪場を無料にするのか、よくわからないんです。できない何かがあるのでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、三宅町公共交通タクシー補助券について。

現行の運行要綱では少し遠乗り、例えば県立医大病院、天理よろづ病院、また天理高井病院等々へ行きたいとき、現状の補助券では余りにも短過ぎ、現行の使用距離内の2倍から3

倍程度までいける新券発行の検討をできないでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 5番、松田議員の質問に回答いたします。

なぜ石見駅前駐輪場を無料にするのかとの質問ですが、ホームページにおいて近鉄石見駅周辺整備事業に関するQ&Aで公表させていただいておりますが、再度回答いたします。

近鉄石見駅周辺整備事業は、社会資本整備総合交付金事業で国庫補助金を活用して行っております。本事業で新設する予定の駐輪場については、現在使用している石見駅西側の無料駐輪場が道路拡幅のために使用できなくなることを受け、別の場所に機能回復を目的として設置するため、現状の駐輪場と同じく無料駐輪場として整備を行います。

今年度、石見駅周辺町づくりに関するアンケートを駅利用者に行った結果、駐輪場の有料化についてどう思いますかの問いに、無料化のままだがよいが57.2%、有料化になったらほかの交通手段を考えるやほかの駅を利用するが10.5%と回答されておりました。駅利用者の多数の方は、無料のままだがよいと思われております。

なお、議員がおっしゃっているように、近鉄樫原線のほとんどの駅に有料駐輪場が設置されていることや、駐輪場内の整理や放置自転車対策の観点からも、将来は有料駐輪場の整備を考えなくてはなりません。ただし、当該駐輪場だけを有料化にすることはできませんので、石見駅東側の無料駐輪場及び但馬駅の無料駐輪場のあり方も含め、町内の駅全ての総合的な計画が必要となりますので、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の地域公共交通タクシー補助券については、地域公共交通のタクシー補助制度は、運賃の基本料金を48回分、年間で3万2,640円の補助となります。事業開始より4年を迎え、利用認定者も毎年約100人ずつふえ、予算執行額も約100万円ずつふえております。そのため、毎年前年度より予算措置の増額を行って対応しております。

地域公共交通は、町内への各公共施設や駅等への移動が行えるよう財政等検討の結果、高齢者等の交通弱者に対して実施している制度です。利用に当たり、遠方への目的地もあると思われますが、基本料金を超える部分についてはご負担いただくものと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、松田議員ありますか。

○5番（松田晴光君） 新しい駐輪場はこれからできるということで、その概要、例えば屋根がつくのか青空なのか、そして、仮に屋根がつけばテントかスレートか、そういうところを教えてほしいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長、すみません。

○未来創造部長（江蔵潔明君） お答えいたします。

駐輪場の概要につきましては、現在計画しておりますのは屋根なしで計画しております。
それと、当然以前ありました東側の無料駐輪場と西側の無料駐輪場の使用状況を鑑みまして、
その移転に必要な台数を確保できる駐輪場を予定しております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員。すみません、さっきは質問の中では駐輪場の無料に対しての質問であったから、そのところで閉めてください。

○5番（松田晴光君） いや、私の考えとしては、有料として雇用促進して治安もよくなる、
また整理整頓行き届いたきれいな駐輪場になるとは考えておるんですが、今現在おっしゃったように、青空駐輪場ということで、それは不可能かと考えるわけなんです。私は、有料駐輪場にして採算的にもとれると思うんですが、今現在はそれはできないということなんですが、有料はいつから、またどのようなことで決定されるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 有料化については、先ほどお答えさせていただきましたけれども、石見駅西側の駐輪場だけの問題ではなく東側や但馬駅、総合的な計画が必要となりますので、今後検討させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員、それで……

○5番（松田晴光君） はい、それで結構です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ありますか。

○5番（松田晴光君） 次の、そしたら公共タクシーをお願いします。

現行の配布パターンを私は2種類つくっていただいて、1つ目は現行どおり、2つ目は現行の交付枚数を減らし、2倍から3倍の距離を走れる新券を数枚入れていただけるように、どちらかを利用者を選んでいただくようにすれば使いやすいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 松田議員のご質問にお答えします。

先ほど町長が言われましたとおり、地域公共交通は町内への各公共施設や駅等への移動を目的としておりますので、現在のところ遠方へのことは考えておりません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員。

○5番（松田晴光君） 使用者によれば、バスがないためこの公共タクシーはすごくありがたいと言われておりますが、これを現行の運行パターンを変えれば、そういうことも成り立つと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 確かに、議員言われるとおりパターンを変えることも可能だと思うんですけども、あくまでもこの事業は地域公共交通ということになっておりまして、本来の目的は、もとあった路線バスが廃止されたところをこういう事業で補うということになっておりまして、三宅町の場合は、既に奈良交通はこの事業が始まる前に撤退しております。ということですので、あくまでも交通結節点までこの事業でタクシーで行っていただき、後は、やはり自分のお金を使って移動していただきたいと町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 松田議員、それで。

○5番（松田晴光君） 最後に、夢と希望を持てる三宅町にさせていただくことを願い、一般質問を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

4番議員、辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

一般質問をする前に、花粉症が非常にきつくてお聞き苦しい点があると思いますが、その点をご了承ください。

では始めます。学校給食のアレルギー対策について。

時代も変わり、私たちが学校に通っていたころとは取り巻く環境が大きく変わっています。その中で、町長が重点施策に上げられていた食育、学校給食ですが、昨今さまざまな現代病があり、食のアレルギー事故も起こっております。2012年12月には、東京都調布市でアナフィラキシーショックにより亡くなられるという痛ましい事故もありました。それらに伴い、国からも学校給食における食物アレルギー対応指針というガイドラインも出ていますが、内

容は大まかな方針しかなく、完全なものとは言えません。現に、ガイドラインができて以降も給食でのアレルギー事故はふえ続けています。子育て支援の重要性が叫ばれる中、三宅幼稚園、三宅小学校の給食のアレルギー対策をお聞かせください。

2つ目、行政の効率化について。

日々さまざまな仕事に追われる職員の皆さんの働き方の中で、素朴に疑問に思うことがあります。住民さんのところに出向かれる際やほかかなりの業務で、ほぼ2人1組で行動されているということです。単純に、1人で十分では、1人行けばあとの1人はほかの仕事ができるのでは、効率悪いなと不思議でなりません。もちろん全ての業務のことではないのですが、今後もこのような非効率と思われるような業務体系をとり続けていくのかお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳議員の一般質問については、まず行政の効率化についてを私から回答させていただき、続いて学校給食のアレルギー対策については、実務的な回答になりますので、幼稚園長、教育委員会事務局長が回答いたします。

1点目、行政の効率化について、議員ご指摘の状況は全ての業務において2人1組ではないことを前提として、用地交渉業務での訪問や滞納整理において相手方宅を訪問する場合など、業務の内容に応じて複数の職員にて対応するようにしているのは事実であります。また、新任職員の指導を兼ねて、上司と複数で行動しているケースもあります。

一方、健康指導業務などは、自転車を利用して単身にて訪問を行っているところであり、平成29年度当初予算案には、国の補助事業により電動アシスト自転車の購入を計上させていただいており、より効率よく業務を行えるものと考えております。

議員がおっしゃる働き方として、勤務時間内に効率よく仕事を終わらせることが、職員のメンタルヘルスや健康の向上にもつながるものですので、業務効率の向上と確実性、信頼性の確保を両立していくことが本来であると考えます。しかし、単なる発送業務や書類の送達などに職員が時間を費やし、行政組織として仕事が非効率的にならないよう、各課における業務管理を適正に行ってまいります。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） 学校給食のアレルギー対策について、三宅幼稚園よりお答えいたします。

三宅幼稚園では、食物アレルギーに対する基本方針を定め、食物アレルギー対応マニュアルを作成しております。園での食物アレルギーの対応は、園児の健康管理の一環と捉え、園児の発育、発達、情緒面や生活全般を考慮し、集団給食、手段保育の範囲内での対応を基本としております。

幼稚園が考える集団給食、集団保育の範囲とは、1、アレルギー児への給食実施は医師の診断、指示に基づいた保護者からの申し出があること、2、アレルゲンとされているものだけを給食から除去すること、3、除去したことで不足する栄養素については、可能な範囲内で代替食品を準備して対応する、以上の3点でございます。これは給食だけではなく、2号、3号認定児の手づくりおやつや全園児対象の行事のおやつなどでも同様に対応しております。

また、これらアレルギー対応食を提供するまでには、1、入園の際に各家庭の申し出を把握すること。2、若干でもアレルギーがあると判断した家庭には、園でのアレルギー対応についての説明と対応食の申請書や食物アレルギーの調査票を提出すること。また、過去にアナフィラキシーショックを起こしたことがある園児や除去食品が多くある園児については、医師の診断書や指示書を提出すること。3、保護者からの提出された書類に基づき、保護者と担任、看護師、栄養士または給食調理関係者で面談を行うこと。4、関係書類を全職員が周知し、情報を共有化すること。5、栄養士が個別の献立表を作成し、事前に保護者が除去食品や代替食品をチェックの上、確認終了後に献立を決定すること。以上の段階を経て、それぞれの対応給食を提供しております。そして、各クラスではアレルギー対応園児には他の園児とは異なった色の食器とトレイを使用し、給食を引き渡す際には担任と調理員がダブルチェックをして、誤食がないように努めております。

現在、乳児クラス8名、幼児クラス7名、合計15名が該当する園児数でございます。

以上、幼稚園の説明を終わらせていただきます。

○教育委員会事務局長（岡本豊彦君） 私のほうから、小学校におけるアレルギー対策についてお答えいたします。

三宅小学校における食物アレルギーを有する児童への給食提供は、一部お弁当対応があるものの、基本的には除去食、代替食で対応しております。なお、突然に発症する場合がある落花生とそばについては、全ての給食に使用しておりません。

まず、献立決定時の対策につきましては、栄養教諭が前月中に献立表を作成し管理職が確認したものを、他の児童よりも先に、アレルゲンにマーカーをした献立表と食物アレルギー対応表を配布しており、保護者の確認押印後、提出いただき献立を決定しています。

次に、給食提供時の対策につきましては、給食室においてはアレルギー対応食担当の調理員を定め、調理から味つけまでを行っております。また、アレルゲンの混入を避けるため、アレルギー食専用のエプロンをつけ、アレルギー専用の鍋で調理を行っております。教室においては、給食室から送られてきた除去食、代替食を直接児童に手渡ししております。

一方、アレルギー校内対応委員会を開催するとともに、共通理解のため、毎月全職員にアレルゲンにマーカーをした献立表を配布しております。

来年度に向けては、医療機関において記入していただいた学校管理指導表により個別支援プランを作成し、それに基づき保護者との面談を行い、給食提供の方針を決定しております。また、チェックを行うために食物アレルギー用食札を1クラスで試行中であり、おかわりによる誤食を防ぐために、29年度でアレルギー用食器の購入を予定しております。食物アレルギー対応マニュアルについても、平成29年度からの施行を目指して作成中であります。

なお、現在は食物アレルギーを有する児童が9名おりますが、そのうち4名が卒業し、該当児2名が入学しますので、新年度は7名となります。新入学の2名は三宅幼稚園から進学する子供ですので、引き続き幼稚園と情報を共有する等今後とも連携をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） すみません、非常に丁寧な回答をありがとうございます。

質問の回答は前後したんですけれども、再質問は僕の質問どおりの順番でやらせてもらいます。

まず、非常に学校給食に関するアレルギー対策は、思っていた以上に細部まで対応してくださっているので安心できました。その中で、重複する回答になるかも知れませんが、アレルギー対策に対する学校給食の基本姿勢、情報共有・事故防止・緊急対応という3つがありますが、その3つを簡略的に三宅町ではどのように対策されているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（植村ケイ子君） 吉井園長。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） 失礼します。基本姿勢については、回答の冒頭でも申しましたとおり、アレルギー対応及び全園児の給食は園児の健康管理の一環と考えております。園児の発育や発達だけではなく、情緒面に十分考慮した給食の提供が必要でありまして、バランスのとれた食事を提供することはもちろんのこと、個食が今日的課題となっている現代、

みんなで食事することの楽しさを感じてもらえることが、乳幼児期に最も大切な食育教育であると考えております。

また、緊急時の対応については、食物対応マニュアルの中でも示しておりますが、特にエピペンが必要な園児については、磯城消防署にも報告する中で緊急時に備えております。また、毎年園児の状況を共通理解するために、全職員で対応についての研修を行っております。エピペンが必要な園児が在籍するクラス担任は、エピペンの実習を必ず行っております。

また、幼小連携ということで、来年度はアレルギー対応の必要な園児が、先ほど申しましたように2名おります。三宅小学校に入学するということもありまして、再三にわたり小学校との打ち合わせを行っております。また引き続き、連携を密にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） ありがとうございます。今後も子供の安全を一番に考え、関係各所で連携をとっていただき、安心安全の学校給食を提供してもらえるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目の職員の働き方の、行政の効率化についてなんですが、町長のご回答の中で、全ての業務において2人1組ではないことを前提としているとあったんですが、それはもちろん重々わかってのことなんですが、僕が当選して議員になる前から、非常に不効率やなと思うことが多くて、正直、1人でいけるん違うんかということが多々ありました。先ほどの回答の中でも、発送業務や書類の送達、そんなのはもう当たり前であり、それ以外の部分で、本当に1人無駄やなと思う業務がたびたびあったのは事実だと思います。

もし仮に、じゃ、2人1組で動いていて、帰ってきて1人の職員さんが残業になったら、それは残業手当もかかるわけですから、2012年に姫路市で時間外休日勤務手当が300万を越す職員が10人、最大で404万円という職員さんもいたということで大問題になったと思うんですが、そういう点でも鑑みて、今後は今以上に、お1人でできるものは1人で行ってもらえたらと思います。

それと、町長のご回答の中の用地交渉業務での訪問や滞納整理において相手方を訪問する場合などということがありましたが、例えば滞納整理でも、金額の大小にかかわらず、そういう場合は行政としては全て2人1組なんですか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。今ご質問の滞納整理業務というところなんですけれども、当然交渉させていただいて、分納誓約をいただくとか何か書類をいただく際なんですけれども、こちらのほうは2人で対応させていただいて、きちんとそこでの発言等も確認しておく必要があると思います。ただし集金等で、もう分納が決まっており、例えば普通口座振替なり納付書での納付とかがおられるんですけれども、お体の状態等により訪問しないといけないケースがあると思うんですが、この場合につきましては集金だけですので、1人で参るというふうにするべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） すぐに全部変えろとは言いませんけれども、今言ったような感じのことを、できるだけ1人で行って効率よくしていただけたらと思います。

ちょっと質問、通告ではなくて関連になるんですが、お答えできる範囲で結構なんですけれども、ちなみになのでお答え願いたいんですが、先日、大和川一斉清掃で職員さんが出られていると思うんですけれども、ああいう場合、職員さんの手当とかというのはどんな感じになっているんでしょうか。答えられる範囲で結構です。

○議長（植村ケイ子君） 東浦部長。

○土木環境部長（東浦一人君） 先日の大和川の流域の清掃につきまして、職員の分につきましては代休、担当課につきましては事前の準備、後始末がございますので、代休プラス時間外での換算とさせていただいております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） 担当課については、準備もありますし、その日の用意もありますからちょっとわかるんですが、担当課以外の人が出てきて代休ということやったんですが、当日89人の町民さんの方々がボランティアに出てこられていまして、中には、町で働いているけれども町外で暮らしている人も、わざわざ日曜日の時間にボランティアという形で来ていただいています。全ての土日の業務に対して代休や時間外給料を出すなどとは言いませんが、ああいうボランティアとついていて、町民さんの方々が皆さんボランティアで来ていただいている以上は、担当課以外の職員さんに関しては、できたらボランティアで今後お願いできたらなと思います。

最後になりますが、地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに

当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあります。最少の経費でというところをもう一度ちょっと肝に銘じてもらって、今後の組織をつくっていただければと思って、一般質問を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

3番議員、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

人口減少についてです。

三宅町でも人口の減少、やはり問題になっています。作成された人口ビジョンでは、2060年、平成72年に人口が5,100人をめどとするという指針をもとに、同じく基本構想、今つくられているところですが、2027年、平成39年には6,600人という目安を立てておられます。この目標をもとに考えると、1年間の人口の減少は約年間40人ぐらい、国勢調査の行われる5年間の単位で見ると、5年間で200人ぐらいに人口を抑えないといけない計算になります。

しかし、平成12年から国勢調査及び役場のサイトに掲載されている人口の推移を調べても、このペースを満たしている減り方は、27年から28年にかけての減り方のみでありました。これは無料で見られる資料をもとにちょっと計算させてもらいました。すなわち、今まで行ってきた対策は余り効果が出ていない可能性があるのではないかと、ちょっと恐れています。人口減少への対策はすぐに結果が出ないと思われますので、今までの反省を踏まえて、今後考えられる対策をお聞かせ願えたらと思います。

再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 3番、森内議員の質問に回答いたします。森内議員の人口減少についての質問について回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、三宅町の町づくりを実現する上で、人口減少問題につきましては、平成28年3月に策定いたしました人口ビジョン・総合戦略において分析し、将来人口の展望についても目標を立てているところでありまして、人口減少の抑制のための諸施策の取り組

みを始めております。

実際の人口推移は、議員のご指摘のとおり、12月期で比較した場合平成27年から平成28年までの減少数は25人とのデータとなっており、年間減少数が約100人であった一時期に比べて抑制された数値ではあります。

人口動態調査によると、平成25年度以降で自然減が社会減を上回る統計となっており、減少要因についても変化が見られております。また、出生数については、平成26年度27人に対し、平成27年度34人、平成28年度は2月末までで33人であり、特に第2子、第3子の出生数を見てみますと、平成27年度13人に対し、平成28年度見込みについては19人と、わずかではありますが増加している状況であります。

平成27年度より実施しております地方創生事業においては、地方創生推進委員会でご報告し、事業検証をいただいているところではございますが、タウンプロモーションとして実施した屯倉PR事業については目標に達しなかったものの、UIターン促進事業や子育て支援事業の実施により、人口減少抑制に一定の効果が得られたものと認識しております。

今回の議会では、平成29年度予算についてご審議を賜るわけでございますが、人口減少対策である総合戦略の実施に当たり、地方創生推進交付金を初めとする国や県の補助金の有効活用により、子育て支援施策の推進や企業立地の促進を行い、効果検証を行いながら、若者の定住・移住促進策をより進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、再質問。

○3番（森内哲也君） 今回一般質問をするに当たり、ちょっといろんなということはないんですが、三宅町のホームページ、奈良県の人口が出ているのを見せていただきました。ちょっとアドバイスをいただきまして、政策の効果を見るのであれば、僕ちょっと点12月末とかで見ていたんですけれども、1年、年度ごとを通して見たらどうですかみたいなアドバイスをいただきました。ちょっとそれでもう一度計算し直したら、確かに28年度、減少が下がっています。なので、今こちら回答をいただいたとおり、効果が出ているような気がします。ということであれば、例えば補助金がなくなったので、ちょっと次はこれ事業できないねというのがあっても、やり続けられないいけないのかとか、そういう問題がまた出てくると思うので、予算特別委員会でちょっとこれは大きな問題なので、またもつれ込みたいなとは思っています。

先日、全国を飛び回っておられて町づくりだとかの講演をされている藻谷さんが講演に来られたときも、人口が単純にふえてりゃええちゃう問題ではないと、バランスが悪いのが問

題であるみたいなことを言われていたので、ちょっと予算特別委員会のほうとかでは、年代別、子供、生産労働者人口と高齢者みたいなところの年度ごとの移り変わりの資料も用意しておいていただけたらなと思っています。また、それぞれ今、三宅町のホームページでは、人口統計から引っ張ってきたんですけれども、地区ごとそれぞれの人口が出ていまして、あの人口、例えば今、年代別に、例えば伴堂であれば年代別に、人口は減っているけれども、子供がふえているで、実はとかというのであれば、伴堂の人たちはそれで伴堂は存続するみたいな、ちょっと細かく地区ごとの対策というのを練られる、町でやるよりも住民さんごとにやってもらったほうがいいので、そういったことを公開というかできないかなというのを思うんですけれども、すみません、長くなりましたが、公開の資料、今人口が出ている推移で、地区ごとでさらに年代別というのをオープンにさせていただくことはできるでしょうかという質問で。

○議長（植村ケイ子君） 資料が公開できるかと、こういうことですか。

○3番（森内哲也君） そうですね、はい。どうでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 回答、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。今の人口の動態についてなんですけれども、当然今の人口ビジョン等を作成するに当たりまして、その辺の動向のほうは把握しておりますので、引き続きましてそちらのほうの把握をさせていただいて、資料としてお示しさせていただくことは可能かと考えております。

失礼します。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） すみません、本当に人口減少対策って、それこそ全課挙げてとか町を挙げてみたいなことになるので、先ほども言ったように、ちょっと予算特別委員会でも細かく質問なりさせていただけたらなと思っています。

とりあえず、町長の回答にも効果が出ているような気がする、実際数値にも出てきているので、その辺検証しながら今後も続けますということであるので、ぜひ検証はやっぱり大事だとは思いますので、お願いできたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） それでご理解いただけましたか。

○3番（森内哲也君） はい、ありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、一般質問終わらせてもらっていいですか。

森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

今、全国で子供の貧困が大きな問題となっています。政府も平成26年8月29日に子供の貧困対策に関する大綱について閣議決定し、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して対策に乗り出しています。そこで、本町の対策はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

次に、高齢者のニーズに関する調査についてであります。

2月初めに、町くらし創造部長寿介護課から、高齢者の生活に関するニーズ調査の文書が高齢者に送付されました。調査票に郵便番号、住所、氏名、バーコード、ナンバーが張りつけてありました。調査票を送付すれば、誰が送付したのか、未送付の方は誰なのかがはっきりとわかるものになっています。本町は、個人情報については防災のためといっても、高齢者や障害者の名前なども公表はしていません。町としては、このような方法で個人情報をつかんでもいいものなのでしょうか。高齢者宅を訪問し、聞き取りをして調査すべきであります。町長の所見を伺います。

次に、部落差別の解消の推進に関する法律が、昨年の臨時国会で自民、公明、民進党などの賛成で成立しました。この法律は、表題で部落差別の解消の推進となっていますが、国及び地方公共団体の責務の第3条で、「施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。」としています。また、相談体制の充実の4条では、「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実」、そして教育及び啓発の第5条の2項で、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」となっています。部落差別の解消どころか、温存する方向となっています。地方自治体として、今後この法律の施行に当たっての町長の所見を求めます。

次に、例規集の第2章、同和対策の項目があります。特別措置法が廃止されて十数年たちますが、第2章の同和対策の項目の中で、現在三宅町でも現存する施策はどのようなものがありますか。できるものは一般施策に移行すべきであり、同和対策に終止符を打つべきであります。町長の所見を求めます。

次に、町の例規集の中に町同和対策事業（給付）に関する条例があります。この条例の趣旨は、「同和対策事業の一環として対象地域の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進等をはかるため」となっています。現在、この給付を受けている件数は幾らになりますか。また、高校や大学へ経済的に進学できないお子さんに、一般施策として入学支度金や奨学金制度にすべきであります。この条例に対する町長の所見を伺います。

次に、12月議会でも質問しましたが、「道徳」の教科書についてであります。

教育長は答弁の中で、道徳科の今示されているのは低学年、1・2年、3・4年、5・6年生用の低、中、高の教科書が配布されています。低学年では19項目ぐらいの内容が示されています。3・4年生では20項目ぐらいです。5・6年生は22項目の指導内容が示されていますもので、また全体として、担任の指導の過程で子供たちの心の動きをキャッチして、そこを表現していく、評価していくという格好になるろうかと思えますと答弁されました。それぞれの項目はどのようになっているのでしょうか。所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 9番、池田議員の質問に回答いたします。

子供の貧困対策は、国が策定した子供の貧困対策に関する大綱において、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るものであるとし、その重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等が掲げられています。また、経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画の中では、支援施策の基本目標を「すべての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける奈良県の実現」とし、学力の向上、困難を「生きる力」の育成、安心、安全な居場所づくり、家庭の生活を下支えする、福祉、教育等行政と地域が連携した支援の推進を施策の骨子としています。

三宅町における支援施策としては、特定教育・保育施設や放課後事業健全育成事業（学童保育クラブ）における利用者負担額の減免を実施しています。また、小学校児童に係る就学についての援助をこれまでも実施してきましたが、平成29年度より、修学旅行費についてさらに充実を図り、継続してまいります。

ひとり親家庭におきましては、経済的支援として児童扶養手当の交付、ひとり親家庭等医

療は18歳未満の児童と親を対象に、一部負担金に上限を設けて医療費を助成しております。
また、乳幼児医療費については、15歳までの乳幼児、児童を対象として同様に助成をするなど、支援が必要な家庭に寄り添い、安定した就労、生活に向けての支援を実施しています。

子供の貧困対策は、基本として一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の生育環境や保育、教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠で、生活保護世帯やひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。そのような観点から、要保護児童対策地域協議会も、児童虐待対応のネットワーク組織としてさらに機能の充実を図る必要があると感じるところであります。

今後も、三宅町における課題や必要な施策の調査を含め、検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の生活に関するニーズ調査についてですが、まず質問中、町としてこのような方法で個人情報をつかんでいいものかどうかとの問いですが、今回実施しました高齢者の生活に関するニーズ調査については、計画期間を平成30年度から32年度までの3年間とする三宅町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に当たって、より地域の実情に応じたものにするためのものであります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の地域課題を把握した地域包括ケアシステムを構築していく上での有効な手段として、高齢者の方々より日常生活の状況、健康状態、社会参加の状況を把握するなど、地域ニーズに対する基礎データを集約するために行うものです。

したがって、本調査は単なるアンケート調査にとどまらず、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向等を含めて分析し、保険者である市町村が給付費の適正化に向けて制度的な対応を含めた検討を行い、介護保険事業やその他の高齢者福祉サービスの参考とするほか、同時に要介護度の悪化につながるリスクだけでなく、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防推進等のために必要な社会資源の把握に資することも視野に入れ実施したものであり、単に介護保険サービスに対する一般的な傾向調査だけでなく、ご回答いただいた情報からさまざまなニーズを把握し、個々の高齢者の実態を分析、活用するものでございます。

なお、本調査にて個人情報を得ることについては、調査票にも記載させていただいたとおり、ご回答いただいた方においては本調査の趣旨を十分理解し、ご承認いただけたものであると考えており、収集した個人情報は、三宅町個人情報保護条例第11条に基づき必要な措置を講じ、適正な維持管理に努めるものでございます。

また、高齢者宅を訪問し聞き取りをして調査すべきとのご指摘ですが、本調査は厚生労働省から示された調査項目を利用した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でもあり、全国的な統計調査とされていることから、本町としましてもより多くの回収を望むものでありますが、全ての対象者全員の情報を得なくても、得られた情報のみをもとに計画を策定することも可能であるとされているものから、必ずしも対象者全員に向けて訪問し、聞き取り調査すべき調査事業でないことをご理解ください。

3点目、部落差別解消法の推進に関する法律についてのご質問ですが、この法律、正式名称部落差別の解消の推進に関する法律のご質問で、インターネットにおいて部落地区名が公開されたり、奈良県内市町村においても部落地区の問い合わせや差別落書き事例が発生しており、部落差別自体はいまだ解消しておりません。このたび制定された部落差別の解消の推進に関する法律では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを理念としています。

三宅町としては、町民集会等の開催を初め、奈良県内市町村で構成する市町村人権・同和問題啓発連協や人権推進協議会とより一層連携をとりながら、部落問題も含めたあらゆる差別の解消に向けた取り組みを引き続き進めてまいりたいと思っています。

なお、行政組織の再編に当たりましては、人権教育については引き続き教育委員会部局において推進し、人権擁護については住民保険課、人権啓発等の施策に関しては、解放会館の呼称を人権センターと改めるとともに、総務課での所管を予定しており、各部局が連携し人権問題に関する情報共有を行い、あらゆる差別の解消に取り組んでまいります。

続いて、例規集の第2章、同和問題についてのご質問ですが、例規集の第2章「同和対策」の項目についてのご質問ですが、その1つ目にございます三宅町同和対策協議会規則は、本定例会に提出しております議案第18号 三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてにおいて、三宅町同和対策協議会を削除することに伴い、平成29年4月1日付で廃止を予定しております。

その他、この項目に掲載される条例、規則、要綱については、既に一般施策に移行しているもの、廃止すべきもの、また既に廃止がされているにもかかわらず編集が終わっていないものがございますので、今後至急に対応をしてまいりたいと考えております。

続いて、議員ご質問の三宅町同和対策事業（給付）に関する条例に基づく事業は、現在実施しておりません。そのため、早急に廃止手続を進めたいと考えております。

続いて、「道徳」の教科書については教育長のほうから回答させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君） 9番、池田議員の一般質問についてお答えをいたします。

1・2年生の内容19項目は、主として自分自身に関することでは、一つ、善悪の判断・自律・自由と責任、一つ、正直・誠実、一つ、節度・節制、一つ、個性の伸長、一つ、希望と勇気・努力と強い意志。

主として人とのかかわりに関することでは、一つ、親切・思いやり、一つ、感謝、一つ、礼儀、一つ、友情・信頼。

主として集団や社会とのかかわりに関することでは、一つ、規則の尊重、一つ、公正・公平・社会主義。一つ、勤労・公共の精神、一つ、家族愛・家庭生活の充実、一つ、よりよい学校生活・集団生活の充実、一つ、伝統と文化の尊重・国や郷土を愛する態度、一つ、国際理解・国際親善。

主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することでは、一つ、生命のとうとき、一つ、自然愛護、一つ、感動・畏敬の念であります。

3・4年生は、以上の19項目に、主として人とのかかわりに関することにおいて相互理解・寛容が加わった20項目で、5・6年生は、さらに主として自分自身に関することにおいて真理の探究、主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することにおいてはよりよく生きる喜びが加わった22項目であります。

なお、現行学習指導要領に示された教育内容を、本町の学校教育課程の中でしっかりと実践してまいることが大事かと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問。

○9番（池田年夫君） 今、教育長のほうから具体的に低学年、中学年、高学年のそれぞれの項目について答弁があったわけでありますけれども、さきの12月議会で、全体として担任が指導の過程で子供たちの心の動きをキャッチしてそこを表現していく、評価していくという格好というふうに答弁されておるわけであります、評価について。これについて、具体的に言えばどのようなことになるのでしょうか。文章というのでしょうか、まずこの点についてお答えいただきます。

○議長（植村ケイ子君） 澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君） まだ30年度からの実施になります。29年度の夏までに教科書が採択される予定になっております。まだ誰も教科書の内容を見ておりませんので、教科書が採択

されて以降に、学校においては道德教育推進教員という者が中心になって、校内で年間指導計画であったり評価の内容であったりを検討してまいる、このような段取りになっております。

ただ、今議員の質問にありましたが、今現段階で文科省が言っておる内容については、道德の評価については児童・生徒がみずからの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべきだと述べております。また、その児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます観点から行うものであると、こういうふうにも示しております。決して観点別に評価をするのではなくて、個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現するのが望ましいというふうに示しております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の教育長の答弁で、具体的に5段階評価というのか、そういう形ではなしに文章として、それぞれの児童・生徒がどのように成長していったのかという過程ということで評価するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 教育長。

○教育長（澤井俊一君） 以前にもご質問ありましたように、数値で評価をするのではなくて、子供の成長、また、今文科省が言っているのは子供を励ます方向で、個人内評価というのは子供を励ますという観点から評価をしていく、それも文章で評価をしていく、そのように理解しております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 次の質問に移りたいと思います。

高齢者の生活実態の調査のことなんですけれども、調査の中身については十分私自身も理解しているわけであります。その調査の仕方において、返送する文書において、こういう先ほども言った、項目自身がその個人が特定できるような回答になっていると、そういうのではなしに、無記名でそういう回答をしたほうが、より多くの人たちの回答が得られるのではないかということを言っているのです、質問の中身をそういうふうにしなくて、はっきりと質問について答弁していただきたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○くらし創造部長（森本典秀君） 池田議員の再質問に回答させていただきます。

今回実施しました調査につきましては、高齢者の方々より日常生活や健康状態、社会参加の状況等も把握して、先ほど言いましたように、基礎データとして集約するものでございます。もちろん、重要な調査で基礎情報になることから、集計においては地域ニーズ調査データ入力支援ソフトというものを利用して一元管理を行っているものでございまして、データの管理上、議員がおっしゃるように、もちろんどの方が未送付なのか、送付されていないのかを把握することはもちろん可能です。しかしながら、町長からも今回答させていただきましたとおり、回答を得られた情報のみをもとに計画を策定する予定でございまして、内容的には個人データの取り扱いについて、調査票にも記載させていただいておりますとおり明記させていただいて、ご本人が同意したものとして考えておりますので、ご本人が回答されることについては本人の選択制ということで考えております。もちろん、未回答や未送付の方について、ご回答を得られない方については得られなかったと判断して、改めて回答を促すつもりではございません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁で、私が言った無記名で返送されるような仕組みにしたかどうかということを言うているのであって、別にそれを集計するとかしないとか、そういうあれじゃなしに、無記名で送付されたほうが、もっと多くの回答が得られるのではないかということを知っているもので、そのことについて答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 森本部長。

○くらし創造部長（森本典秀君） 無記名でしている市町村も、ほかにはあると聞いています。三宅町では、先ほど町長からもご回答させていただきましたとおり、単なる傾向調査、どんな状態かという傾向調査だけではなく、一人一人の高齢者の実態を把握して、その調査によって地域での高齢者の閉じこもりや鬱や孤立、孤独やひとり暮らしの早期発見についてもいろいろ対応させていただきたいということで、一人一人のお名前のデータとして把握したいと考えておる関係上、記名式という形にさせていただきました。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の答弁でも不十分な点はあるんですけども、次の質問に入りたいと思います。

第1番目の子供の貧困化対策ということで答弁があったわけでありましてけれども、乳幼児医療費についてなんですが、今現在検討して、全体で15歳までの乳幼児・児童を対象として

同様の助成が行われているというわけでありますけれども、子供の貧困化という点でいえば、ほかの市町村でも既に行われているところがあるんですけれども、医療費助成についても、高校を卒業するまで対象としたらどうかということで、そうすることにおいて、そういう三宅町自身が住みやすいまちだということで、もっと住民自身もふえるということにもなろうかと思うんですけれども、高校を卒業するまでの医療費の無料化について、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 18歳まで医療費の助成を拡充ということなんですけれども、まず財政的な問題というの、もちろん検討は必要だと考えております。そして、本当に18歳まで拡充することが子供の貧困対策になるのか、さまざまな角度から検証、検討が必要だと考えていますので、今すぐ18歳に引き上げるということは考えておりません。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。残り3分。再質問お願いします。

○9番（池田年夫君） 今すぐ検討はしないということなんですけれども、将来検討されるということを理解したいと思います。

そして最後に、部落差別の解消の推進に関する法律の施行の問題ですけれども、憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と基本理念を宣言し、同14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と法のもとの平等を保障しています。

問題は、基本的人権にかかわるさまざまな課題の中で、部落問題を特別扱いする立法が、補助金や業務委託など税金の使い道、人権啓発、相談、学校、社会教育の内容などさまざまな同和の特別扱いを復活、固定化させ、市民の言動を差別と認定し規制する圧力、根拠とされかねないことにあります。これは、法によって新たな障害をつくり出すことになり、乱用されれば行政をゆがめ、内心の自由、表現の自由が侵害される重大な危惧があるのではないかというふうに思うわけであります。この法律自身を、措置法が廃止されて数十年後にまた復活させるということは、今までの部落そのものについても再認識させるということになってくるのではないのでしょうか。そうではなくして、本当に解消されるということについての施策として、本当に具体的にどのように三宅町として推進していくのかということについての見解をお示し願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、議員がおっしゃっている、懸念されているというところは起こ

らないというふうに考えております。

そして、三宅町として部落差別、そして障害者差別などあらゆる差別に対して、解消に向けて取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 町長の回答をもって、池田年夫君の一般質問を終わらせていただきます。

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 次に、2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

松本 健君。

○2番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。内容は、工業ゾーン創出プロジェクトと、それに関連してまちづくりのビジョンについてです。

まず、町長にお伺いします。町長は、三宅町をどのような町にしたいとお考えでしょうか。また、どのような社会にしていきたいとお考えでしょうか。まちづくりのビジョンを、ご自身の政治信条とあわせて簡潔にお聞かせください。三宅町において、住民一人一人の幸せがあって三宅町の幸せがあるという考えなのか、三宅町が栄えることで住民一人一人が幸せになるという考えなのか、あわせてお聞かせください。

次に、工業ゾーン創出プロジェクトについて町長にお伺いします。

最近、工業ゾーン創出プロジェクトという言葉を目にする機会が多くなりました。まちの基本計画案にも記載されているようです。しかしながら、県と共同で進めているという言葉以上のことは、県のホームページからも町のホームページからもうかがい知ることはできませんでした。プロジェクトというのは、定常業務とは異なる目的を遂行するために、定常の形態とは異なる組織で特定の期間行う事業のことと認識しておりますが、このプロジェクトは遂行目的、ゴールが何で、どういうチーム構成で、誰がリーダーで、期間はいつからいつまでなのか、キックオフはいつ行われて、現在までの進捗はどうなっているのかをお聞かせください。現時点で不明確なものは、今後どのようにして明確化を図るのか、計画をお示しください。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 2番、松本議員の質問に回答いたします。

1、どのような町にしたいとお考えでしょうか、2、どのような社会にしていきたいとお

考えでしょうかについてですが、一言で言いますと、笑顔と元気があふれ、将来に希望が持てるまちにしていきたいと考えております。

町民が笑顔でいられるためには、美しい住環境の中で充実した教育、福祉及び子育て制度のもとで安心して便利に暮らせることが必要です。また、町民が元気であるためには健康であること、町の産業や地域コミュニティが活発であること、特に人と人のつながりや支え合いが重要であり、これを本町の財産とした活力ある町づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

次に、笑顔と元気があふれ、将来に希望が持てる町づくりのビジョンですが、1つ目は、子供の笑顔はみんなの元気、子育て施策です。子供の健やかな育ちと子育てを地域や社会全体で支えることにより、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めます。また、町の未来を担う子供の豊かな心と健やかな体を育むとともに、多様な体験活動の充実に努めたいと考えています。

2つ目は、あったらいいなを「カタチ」にするということで、産業です。企業誘致の実現を目指した取り組みを推進します。また、町の伝統ある製造業を初めとする地場産業の活性化や、本町の特色ある農業の振興を図るなど、雇用の創出に取り組んでいきたいと思ひます。

3つ目は、みんないきいき「支え合う」まち、福祉です。誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて、健康、福祉のさらなる充実に取り組むとともに、地域住民が助け合い、支え合いながら健やかでぬくもりのある町づくりを進めたいと考えています。

4つ目は、みんなの「学びたい」をかなえる、地域教育です。誰もが気軽に学ぶことができ、スポーツに取り組むことができる環境整備を推進するとともに、活動を通じた世代間交流を促進します。また、地域ぐるみの学び合いを進め、本町の歴史・文化の保存、継承に取り組みます。さらに、人権擁護や男女共同参画を進めるなど住民相互の理解促進に努めたいと考えています。

5つ目は、日々の暮らしに「潤い」を、安心・安全、生活基盤です。災害から住民の生命と財産を守るため、防災体制の充実に努めるとともに、防犯、交通安全意識の向上に取り組み、安心・安全の確保を進めます。また、周辺環境と調和した快適な生活基盤の整備による利便性向上を図り、快適な町づくりを進めたいと考えています。

6つ目は、みんなで創る三宅の「ミライ」、協働・行財政です。住民と行政がさまざまな分野において情報と価値観を共有し、適切な役割分担のもとで協働を推進し、複雑多様化する地域課題の解決に取り組みます。また、質の高い行政サービスの実現に取り組みつ、健

全な財政運営を進めます。さらに、行政による積極的な情報発信に努めるとともに、町単独で解決が困難な問題については周辺自治体等と連携を図り、より効率的な課題解決に取り組んでいきたいと考えます。

私は、町民から信頼され、そして親しみやすい町役場を土台として、町民のニーズに対応した、町民と行政による協働の町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目、三宅町において、住民一人一人の幸せがあって三宅町の幸せがあるという考えなのか、三宅町が栄えることで住民一人一人が幸せになるという考えなのかについては、私は住民一人一人の幸せがあって三宅町の幸せがあると思います。当然のことではありますが、住民一人一人の幸せであるという気持ちは人それぞれであると思います。これをもって、行政の役割は幼児や児童、若者、子育て世代、働く世代、高齢者など全ての方が安心して暮らせるよう、安定した社会基盤を築くことであると考えております。多様な価値観を認め合い尊重し、調和を持った元気な町づくりを進めたいと考えております。

続いて、2点目の工業ゾーン創出プロジェクトについてですが、1つ、遂行目的、ゴールは何でというご質問ですが、工業ゾーン創出プロジェクトは、京奈和自動車道と西名阪自動車道との接続、平成27年3月の京奈和自動車道三宅インターチェンジの開通等により交通アクセスが向上した大和郡山市、天理市、三宅町、田原本町、川西町において工業ゾーンを創出することにより、経済の活性化、雇用の場の確保を図ることを目的としております。

本町においては、京奈和自動車道三宅インターチェンジ周辺及び都市計画道路大和郡山川西三宅線沿道の市街化調整区域を市街化編入し、商工業施設の誘致を行うことで雇用の場を生み出すとともに、将来的に安定した財政の確保を考えております。

2点目、どういうチーム構成でというご質問ですが、奈良県と連携をして進めている事業であり、奈良県においては担当課の企業立地推進課に加え、担い手・農地マネジメント課、地域デザイン推進課、都市計画室、河川課、道路建設課でプロジェクトチームを設置しており、本町では、担当課であるまちづくり推進課に加え、土木建設課、上下水道課、地域活性化課、総務課で連携を行っております。県と町の関係課で定期的にプロジェクト会議を開催し、協議を行っております。

庁内では、町長、副町長、未来創造部長及び関係課で庁内会議を開催し、連携体制をつくっております。

3点目の誰がリーダーでというご質問ですが、この工業ゾーン創出プロジェクトは、奈良県と2市3町で進めており、県における総括的なリーダーは産業・雇用振興部次長です。

4点目、期間はいつからなのか、5点目のキックオフはいつ行われて現在までの進捗はどうなっているかのご質問ですが、平成26年8月に県庁内にプロジェクトチームが設置され、同年10月から11月に対象地区の2市3町にプロジェクトの参加意思確認及び候補地区の提出依頼がありました。

本町は、参加の意向と三宅インターチェンジの西側と東側の2地区を候補地として提出しました。昨年度に奈良県と町で協議を重ね、1月に地区内の自治会役員及び耕地組合役員と土地利用などについて意見交換を行いました。今年度は、8月に地区内の自治会役員及び耕地組合役員を対象とした説明会を実施し、9月からは土地所有者への意向調査を実施いたしました。

現在、その結果を踏まえ、候補地における具体的なエリア確定作業及び事業採算性の試算を行っているところであります。今後は、企業や事業主体となるデベロッパーの誘致を進めてまいりたいと考えております。

工業ゾーン創出プロジェクトの2市3町の候補地区において、早いところでは平成32年度の工場操業開始を目標としております。三宅町では、インフラ整備や埋蔵文化財の調査などの期間を考慮し、現在具体的なスケジュールの作成を行っているところです。今後も、公表できる段階になれば町民の皆様に公表してまいります。

企業立地については、魅力ある立地環境の整備により本町の候補地を有力な立地先としていただけるような、意欲ある企業を立地に結びつけられるよう、工業ゾーンの実現に努めてまいります。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 丁寧なご説明をいただきました。

まず、住民あつての町だという考えが確認できたと思っております。それから、笑顔と元気があふれ、将来に希望が持てる町づくりをされたい。そのために、福祉・教育の便利さや人と人とのつながり、支え合いということを大切にしたいと、そのために6項目があつて、個々の施策を進めていこうとされていると。進め方としては、町民と行政の協働を目指されているというふうに理解をさせていただきました。

この6項目で、実現のために税収アップが必要なものというのは、具体的にはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 三宅町で、現在やはり少子高齢化が非常に進んでいる中で、医療費の

増大などそういったところにも、この安定した財源というのは、皆さんの安心・安全の暮らしを守っていく上では必要だと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本君。

○2番（松本 健君） ちょっと話が前後しましたけれども、先ほどの話を伺っている限り、工業ゾーン創出プロジェクトのゴール、目的というものが、県全体としては経済の活性化というのはあるけれども、三宅町としましては、雇用の場の確保と安定した財源の確保が目的であるというふうに理解させていただきました。

そこで質問なんですけれども、先ほどの福祉や教育の充実のためにお金が必要であるというのとあわせて考えますと、工業ゾーンの創出は税收アップが主に目的であって、その税收アップしたもので町内の教育や福祉等の費用を確保していきたいと、そういうふうに理解したんですけれども、おおむねそういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今議会が始まるご挨拶でも申したとおり、三宅町、財政基盤が非常に弱いということで、国の動向によって非常に施策が大きく左右されるという現状がございます。その中で、町独自の安定した財源があることによって、さまざまな皆さんの安心・安全につながる施策に安定して取り組んでいけるという目的で、安定した財源の確保ということは目指していきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） そういう理解のもとで、仮に今回あれらの農地が工業ゾーンになって、まちの税收がふえたとします。その費用は、今できていない教育や福祉等のできていないことに使いますというような流れになるということ、同じようなことを聞いちゃいましたけれども、でよろしいんですね。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一応、福祉・教育も含めてですし、道路などの生活基盤の整備やさまざまな行政サービスのほうに、皆さん住民さんに還元できるような形で使っていきたいというふうに思っています。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 安定した財源が必要であるということは十分理解できるんですけれども、先ほど6項目挙げられている目指すまちの姿、その姿の内容によっては、必ずしも税收のアップが必要である、不可欠であるというふうには限らないと思われるんですね。特に、

つながりを大事にして何かやっていきたいと思いますというものに関しては、やり方の問題であって、お金がないからできていないという話じゃないと思います。

そもそも、やっぱり行政は財政規模に見合った行政運営を工夫して、それらの施策を実現していく必要があると思います。こういう話をさせていただきますと、当然それは切り詰めはやっていきますという回答が返ってくるのですが、より抜本的な対策、行政の規模に見合った何か抜本的な対策が必要と考えるのですが、例えば行政規模の小さいまちで、県に出したりする行政の手続の煩雑さがあって、どうしても規模が小さいと比率的にお金がかかってしまうというような問題があるのでしたら、それ自体を抜本的に、小さい規模の町ではより簡素化した手続を実現するとか、何かそういうことを考えていっていただきたいなというふうに考えます。本来やらなくちゃいけない行政サービスを縮めるのではなくて、やっぱりそれは残した形で効率化というのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員おっしゃるように、図らなければいけない効率化という部分に関しては、しっかりとチェックしながら図っていききたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） その上で、税収をアップさせるためにはどうすればいいのかということを考えることになると思うんですけれども、税収をアップさせる方法としましては、まずは、先ほどの人あつての、住民あつての町だという考えにもつながると思うんですけれども、本来は住民の所得を上げてそれで税収をアップさせる、住民が豊かになって町の財政も潤うというのが筋だと思います。お金持ちの住民や企業を誘致することで、広い意味では住民の所得が上がるのでしょけれども、それは何かちょっと違うんじゃないかなというふうに考えております。

今回、工業ゾーン創出プロジェクトを町で進められることにおいて、現在の住民の所得が上がることにつながるのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問ですけれども、やはり少子高齢化が進んでいる中で、町の税収というのは下がっていくという現状がございます。そして、もし誘致が成功して企業が来たからといって、住民の所得が上がるということは、可能性としてもありますし、ない可能性もあります。それはその状況によって変わると考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 直接つながるかどうかはわからないということで理解させて……

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 町民さんの所得が直接上がるか上がらないかというのは、やはりそこでどれだけの雇用があるかとか、実現したときにさまざまな問題がありますので、そしてまた、人口の流入なども勘案しないといけない課題となりますので、今のところどういう状況になるかというのは、一概にお答えはできないと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） ぜひとも、工業ゾーン創出プロジェクトが現在の住民の所得を上げることに繋がって、その結果として税収がアップするというようなシナリオで、いろいろ進めるのがいいんじゃないかなというふうに思います。

さらにその上で、企業誘致についてちょっと申し上げたいことがございます。誘致した企業というのは、法人として三宅の構成員、いわば住民になると思います。今どんな企業でも、企業はそれぞれ企業理念というものを持って、さまざまな社会貢献を果たす役割、C S R——企業の社会的責任というのを明記したような形で、企業の基本的な考え方をあらわしていると思います。今三宅に、先ほどおっしゃったようななりたい姿、こういう町にしたいという形があるのであれば、企業誘致の際には、その構成員になる可能性のある企業にはやはり企業理念やC S Rの考え方が三宅町のそれと同じ方向を向いている企業であるかどうか、企業に加わっていただくのがいいんじゃないかというふうに考えております。すなわち、企業選定において、環境問題をクリアしてできるだけ多くのお金を落としてくれるというだけではなく、企業理念やC S Rの観点からの吟味も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 当然、やはり来ていただく企業に関しましては、三宅町の構成員として一緒にともに働いていける、三宅町の発展に努めていけるような企業を誘致したいと考えております。

○2番（松本 健君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、三宅をずっと住みたい町に、一旦外の世界に若者が羽ばたいていったとしても、いつかは戻ってきたいと、そういう町にするためには、企業誘致だけが解だとは私は思いません。特に、グローバル社会で大量生産、大量消費、効率化を追求するといった企業を誘致することは、何を今さらというような感を考えております。グローバル社会を否定するわけではありませんが、その中で失われていった、顔の見える関係での生産と

消費、お互いさまで言って支え合えるコミュニティー、同じものを大量生産するというよりも、それぞれに適した生産とサービスを個々に行うといった経済をつくり上げていくことが重要ではないでしょうか。三宅町がその拠点となっていくように、土地を有効活用し、税金を使うというような行政運営を提案させていただきたいと思います。

最後になりましたが、町長が就任されて半年余り、その間、フットワークの軽さと、使うべきところと削るべきところのメリ張りのつけ方はさすがというか、評価に値するものだと感じております。ただ一方で、使うべきところ、削るべきところの判断基準は何なのか、どういう社会、どういう自治体に向かってかじを取ろうとされているのか、そういうところではわからないところが多々ありました。本日の一般質問が、私及び住民の皆さんのこれらの理解を深めるのに役立ったことかと思えます。また、町長ご自身におかれましても、本日やりとりさせていただいたことと、これまでの半年の行政運営を重ね合わせることで今後の糧となることと信じて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） 松本 健君の一般質問を終わります。

これで、本日の定例会に通告をされました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、14日より23日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月24日の金曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案については、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 0時00分）

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成29年3月24日金曜日午後10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	北 野 勝 也
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
未来創造部長	江 蔵 潔 明	くらし創造部長	森 本 典 秀
健康子ども部長	中 田 進	土木環境部長	東 浦 一 人
教育委員会事務局長	岡 本 豊 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴
会 計 管 理 者	乾 輝 男		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山 田 恵 二	モニター室係	増 田 翔
モニター室係	横 谷 修	モニター室係	石 神 由 紀

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	瀬 角 清 司	2 番 議 員	松 本 健
---------	---------	---------	-------

平成29年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成29年3月24日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第25号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第26号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さんおはようございます。

定刻より5分ほどちょっとおくれたんですけれども、始めたいと思います。

平成29年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しましたので、本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る3月13日の本議会において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月14日と16日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、瀬角清司君。

○予算審査特別委員会委員長（瀬角清司君） 去る3月10日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成29年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計等予算案5件について報告いたします。

国における平成29年度予算案の総額は97兆4,547億円と、前年度当初予算比で7,329億円の増加となり、5年連続で過去最高を更新しております。そして地方財政においては、一般財源総額について平成28年度を4,000億円上回る62兆1,000億円を確保されたものの、地方交付税は前年度よりも4,000億円少ない16兆3,000億円となっております。今後も交付税の減少が見込まれる中、国の施策の変化による地方財政への影響が懸念されるところであります。

このような中で、本町の財政状況を平成27年度決算においては、経常収支比率は前年度よりマイナス7.8%の82.8%となり、県平均93.5%、全国平均90%を下回っているところであります。また、着実な基金積み立てにより、財政調整基金、公債減債基金については合わせて15億6,200万円に達するところであり、公共施設等設備基金等の積み立てを合わせ現在高

は21億7,100万円となっております。

財政健全化法による実質公債費比率は前年比0.6%減の2.3%、将来負担比率については15.8%減少し16%となりましたが、町財政については現在は健全段階にあるものの、財政力指数は0.29と依然として低い財政基盤であり、自主財源の町税等においても大幅な増加は見込めないことから、企業誘致や雇用促進による生産人口の流入促進などの施策を打ち出すことにより税収基盤の確保を図っていかない限り、町財政は引き続き厳しい状態であると言えます。

本町の平成29年度の予算編成は、現行の三宅町第3次基本構想に掲げる各種施策はもとより、現在進めている三宅町総合計画の基本理念、地方創生に係る理念である、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業の機会の創設の実現等、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に重点を置いた予算措置が行われております。

それでは、審査経過並びに結果につきまして、以下、議案に沿ってご報告いたします。

議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算案は、総額36億7,000万円となり、対前年度比としましてマイナス約7.1%、2億8,235万1,000円の減額となっております。

まず、歳入について、主なものといたしましては、款1町税で6億1,312万円で、個人町民税及び町たばこ税を除くおのおの各税が増収になっており、前年度に比べ566万7,000円の増額となっております。

款2地方譲与税は、自動車重量譲与税ほかで2,060万5,000円で83万1,000円の増額、款3利子割交付金ほかおのおの各交付金で、前年度より41万9,000円減額の1億593万4,000円、地方交付税は15億8,060万2,000円の収入が見込まれております。

款11分担金及び負担金では、幼稚園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、中学校負担金等で7,298万円、款12使用料及び手数料では、道路占用料、町営住宅使用料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払手数料等を合わせ4,327万6,000円の収入が見込まれております。

款13国庫支出金では国庫負担金、補助金、委託金を合わせ3億9,341万9,000円が、款14県支出金では、県負担金、補助金、委託金を合わせ1億5,789万円が見込まれております。

款15財産収入では、基金利子並びに土地売払収入を合わせ1,938万5,000円が見込まれ、款16寄附金ではふるさと納税2,075万円を含め2,075万1,000円が見込まれ、款17繰入金については2億6,100万7,000円が見込まれております。

款18繰越金は昨年度同様の1,000万円が、款19諸収入では、税延滞金及び普通預金利子収

入、住宅新築資金等貸付金償還金収入、職員駐車場使用料等を合わせ3,643万9,000円、款20町債では、臨時財政対策債並びに各事業債の借り入れ予定額を含め、3億3,059万2,000円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費及び県外研修等を合わせ、6,841万9,000円が計上されています。

款2総務費では、ふるさと納税推進事業、庁舎耐震化事業、財務会計システム更新事業、電算システム保守運用経費に加え、情報セキュリティ強靱化費用、各種保安管理委託、地方公共交通事業、ふるさと三宅創生事業、UIターン促進事業、地域コミュニティー事業、複合施設整備事業などに係る所要の経費を含め、7億6,368万4,000円が計上されています。

款3民生費は、心身障害、高齢者、ひとり親医療費助成事業、乳幼児等の医療費助成事業並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、在宅福祉事業、臨時福祉給付金事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費を、また児童福祉では、児童手当、児童虐待防止対策事業、認定こども園施設管理運営、放課後児童健全育成事業に係る経費などを合わせて11億1,620万4,000円が計上されています。

款4衛生費は、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に係る経費、乳幼児健診等の母子保健事業、あざさ苑の指定管理、国保中央病院負担金及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、上但馬火葬場廃止に伴う経費、清掃車購入など3億476万9,000円が計上されております。

款6農林水産業費では、農業用施設維持管理の適正化促進に係る経費、農産物推進に係る経費、新規就農支援事業などで4,428万8,000円、款7商工費では、商工振興に係る各種負担金、特産品推進並びに観光促進に係る経費で530万1,000円、款8土木費は、石見駅周辺整備事業、道路・橋梁、交通安全施設等の維持管理経費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、都市計画策定事業、企業立地促進のための経費などで6億1,050万8,000円が計上されています。

款9消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災、災害対策関係経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合負担金を合わせ、1億6,611万4,000円が計上されています。

款10教育費は、教育委員会・学校等の運営経費、公民館等社会教育施設管理経費、社会教育活動経費、文化財保護費並びに保健体育活動費などを合わせ、2億2,640万6,000円が計上されています。

款12公債費については、地方債の元金、利子を合わせ3億2,648万1,000円が計上されてお

ります。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、総務部等関連では、弁護士相談料、源泉所得税徴収不足にかかわる返還金、職員の人件費、ふるさと納税推進事業、広報みやけ、地方創生事業、売り払い可能な町有地について、財務会計システム、職員の研修・教育、公共施設耐震工事、子ども議会、公債費、法人町民税・固定資産税の増減について、地方消費税交付金についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案は承認いたしました。

次に、未来創造部関係では、男女共同参画、情報セキュリティ強靱化事業、ふるさと三宅創生事業、人権啓発活動推進本部、タクシー利用補助金、電算システム業務、UIターン促進事業、空き家対策、都市計画審議会、石見駅周辺整備事業、フードフェスティバル、多面的機能支払補助金、消費生活相談、あったかもんグランプリ、スポーツ組合補助金、農産物推進事業、稼げる農業についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

引き続き、土木環境部関係の質疑として、ゴム製井堰の耐用年数等について、水路改修補助金、町営住宅裁判費用、改良住宅について、ごみ処理広域化、上但馬火葬場、高齢者のごみ出し、石見都市下水路についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

続いて、くらし創造部関係については、人権擁護委員等負担金、コンビニにおける住民票の発行、ひとり親家庭医療費助成、老人憩いの家の委託料、介護人材確保支援事業、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、健康子ども部関係の質疑として、障害者計画及び障害者福祉計画、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクト事業、子育て応援補助金、臨時福祉給付金、国保中央病院負担金、みやけウェルネス2025、健康増進事業、複合施設整備事業、総合センター維持管理経費、地域人権交流促進事業、学童保育、児童虐待についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、幼児園関係の質疑として、子供の数及びリトミックについての質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、教育委員会関係の質疑として、学校給食機器について、地域人権学習リーダー育成事業、公民館の土日開館、学校地域パートナーシップ事業、市町村対抗子ども駅伝大会、マ

ラソン大会、社会教育関係補助金、文化ホールの利用日数及び維持管理経費、中央公園トイレ改修、三宅古墳群調査研究についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

各部別にそれぞれ採決を行いました。全体として、議案第1号 平成29年度一般会計予算について、本委員会は賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では9億8,000万円の予算計上となり、対前年度と比較して約1.2%の減額となっており、被保険者の減についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 平成28年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億1,032万9,000円の予算計上で、対前年度と比較して約5.2%の増額となっており、被保険者の保険料及び人数についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

議案第4号 平成29年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で7億7,500万円の予算計上で、対前年度と比較して約5.6%の増額となっており、介護保険料及び被保険者の人数、居宅介護住宅改修事業、特定入所介護予防サービスの内容、家族介護支援事業、在宅医療と介護連携した新事業等についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第5号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で3億8,560万円の予算計上となり、対前年度と比較して0.9%の増額となっており、取り出し管工事、公共下水道長寿命化事業についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第6号 平成29年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は1億7,748万7,000円で、支出は1億6,552万1,000円、また、資本的収入で3,370万8,000円、支出では5,502万9,000円の予算計上が図られ、市町村の県水移転に係る資金の貸付金償還金、県水の受水量についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

以上が、特別委員会に付託を受けました平成29年度予算6議案についての概要であり、予算執行に当たっては、補助金の活用など効率的な執行管理に努めていただくように要望し、慎重審議を行いましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、3月21日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳光則君。

○総務建設委員会委員長（辰巳光則君） 去る3月13日、第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、21日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、歳出のうち総務部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、組織改編に伴う電算委託料10万8,000円の増額、目3財産管理費では太子道観光拠点広場整備において、工事執行見送りによる614万9,000円の減額、公共施設耐震化事業における委託料確定のため、271万3,000円が減額されています。項2徴税費、目1税務総務費では、手数料、電算事務委託料合わせて191万4,000円の減額であります。項4選挙費、目2参議院議員選挙費では79万7,000円の減額、目6町長選挙費では305万円の減額、目7町議会議員選挙費では92万6,000円の減額がされています。

款12、項1公債費、目1元金では償還金4,720万円の減額、また、目2利子では償還金1,420万円の減額がされています。

款14予備費においては、財源の調整を図るべく、378万7,000円の減額が行われております。

未来創造部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費においては、交差点看板意匠がえ・取り付け及び京奈和道側道花壇植栽で51万1,000円の減額、総合計画策定事業で202万8,000円の減額、基幹系、情報系電子計算システム業務及びセキュリティー関係等を含む電算事業委託費で1,509万9,000円の減額となっております。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、機構集積支援事業で127万2,000円の減額、目3農業振興費で、経営所得安定対策直接支払推進事業で48万5,000円の減額がされています。

款7商工費、目2商工振興費では、三宅町観光業務推進事業で100万円の減額、文化財啓発事業で644万4,000円の減額がされています。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費では、空き家対策関係事業費で92万4,000円の減額、項3都市計画費、目1都市計画総務費では、まちづくり基本構想策定業務で契約額の確定により525万5,000円の減額となっています。項4まちづくり費、目2石見駅周辺整備費では、国の補助金が要望額の55%しかつかなかったための減額であり、公有財産購入費

及び委託料等を含め1億4,543万6,000円が減額されています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、奈良県広域消防組合負担金が確定したことから、322万4,000円の減額、災害に強いまちづくり推進事業における備品購入額の確定により102万7,000円が減額されています。また、繰越明許費では、総合計画策定業務費1,080万円、都市計画マスタープラン改定業務費429万9,000円、近鉄石見駅周辺整備事業費1,332万1,000円が計上されています。

次に、土木環境部関係では、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、指定ごみ袋作成業務及びごみカレンダーの印刷費等で123万7,000円の減額、清掃車購入業務における額の確定により、409万5,000円の減額となっています。

款6農林水産業費、目4農地費では、小柳井堰調査設計委託料18万8,000円の減額、補助版システムリース料10万5,000円の減額、伴堂地区農業用水路の改修事業費56万6,000円の減額となっています。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費においては、三宅50号線を初めとする登記手数料関係で435万6,000円の減額、2号線及び206号線歩道整備業務委託料で97万7,000円の減額、河川道路肩草刈り費用125万6,000円の減額、三宅50号線用地購入費で1,026万5,000円の減額、法定外公共物補償負担金で33万円の減額となっています。目2道路新設費では道路補修工事で3,400万円の減額となっています。

項3都市計画費、目1都市計画総務費では、既存木造住宅耐震改修支援事業における募集件数の減により140万円の減額となっています。目4下水道費では、公下会計繰出金1,440万円が増額されています。

款12公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子において、住宅新築等貸付業務債の返済額の確定のため、元金20万円が減額、利子4万4,000円が増額されています。また、繰越明許費では、清掃車購入事業費1,060万1,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款8地方特例交付金では17万円が減額補正されています。

款10交通安全対策特別交付金では、1万円が減額されています。

款13国庫支出金、項2国庫補助金では、地方創生推進補助金3,786万3,000円が減額、農地有効利用支援整備事業補助金70万9,000円の減額、耐震関係補助金20万円の減額、社会資本整備総合交付金事業補助金1億2,539万8,000円が減額されています。

項3国庫委託金では、参議院選挙事務委託金83万3,000円の減額、人権啓発活動地方委託金10万3,000円の減額がされています。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務補助金では、活力あふれる市町村応援補助金537万4,000円の減額、目3衛生補助金では、奈良県ごみ処理広域化推進補助金21万7,000円の増額、目4農林水産業費補助金では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、機構集積支援事業補助金を合わせ172万3,000円の減額、目6土木補助金では、耐震関係補助金、まちづくり連携協定事業補助金を合わせ142万6,000円が減額されています。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金では5,802万6,000円が減額されています。

款19諸収入、目1広告収入では24万円が減額、目2滞納処分費では5万円の減額がされています。

款20町債、目1総務債では、臨時財政対策債2,773万7,000円の減額、地域活性化事業債で340万円の減額、目2民生債では認定こども園園庭整備事業債330万円の減額、目4衛生債では清掃車購入事業債300万円の減額、目7土木債では一般単独事業債2,770万円の減額、石見駅前周辺整備事業の公共事業債4,890万円の減額、目9教育債では、学校教育施設等整備事業債で280万円が増額されています。

以上が一般会計第7回補正予算中、地方創生推進交付金、太子道観光拠点広場整備、公共施設耐震化事業、防災設備品購入、滞納処分費、多要素認証、石見駅周辺整備事業、駐輪場について、清掃車購入、文化財整理作業スペースなどについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算については、歳出において、目1一般管理費では平成28年度消費税の中間申告額の確定により130万円の増額、公債費では元金において470万円の増額、利子において20万円の減額がされています。歳入については、繰入金で一般会計繰入金1,440万円の増額、町債では下水道事業債860万円が減額されており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成28年度に引き続き、平成29年度においても手当の額を除き、町長、副町長の給料額を減額するため、町長は給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長は給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることを定めるための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定案については、平成29年4月1日において、さらなる住民サービスの向上、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、行政組織の見直しを行うための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成

で承認しました。

次に、議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成29年4月1日より休日におけるごみ収集を実施することから、勤務に従事する職員の休日手当について、現行の処理手当1,300円に加え、休日勤務手当5,700円を加算する改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定案については、まず平成29年4月1日施行分として、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を1年延長、また町県民税の住宅ローン減税の適用期限を平成33年12月31日までの2年半延長、平成31年10月1日施行分として、平成31年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能割を創設、法人町民税法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げるための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第15号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の施行日確定に伴う準用規定、文言、条番号の整理を行うための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の施行日確定に伴う、号番号の整理を行うための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町犯罪被害者等支援条例の制定案については、犯罪被害者基本法に基づき犯罪被害者等の支援に関し、具体的な施策として見舞金の支給や民間支援団体への支援を行うための条例の制定案であり、審理委員の選任についての質疑を行い、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定案については、同和対策関連法の失効もあり、三宅町同和対策協議会の活動が行われていないため、協議会の廃止を行うための改正案であり、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定案については、企業誘致の実現性を高めるため既存の奨励措置に加え、新たに治水対策奨励金、給水装置設置奨励金、環境施設奨励金、緑地保全奨励金、企業立地奨励品交付奨励金を追加するための

改正案であり、本委員会では原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第23号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更案については、平成29年4月1日から田原本町がやまと広域環境衛生事務組合で一般廃棄物の処理を開始することに伴い、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託から脱退するための規約の変更案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 （専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び平成28年度人事院勧告を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うための改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案9件、規約の変更案1件、専決処分事項報告1件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、3月21日午前10時より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川口靖夫君どうぞ。

○福祉文教委員会委員長（川口靖夫君） 去る3月13日、第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、21日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、歳出のうち、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、心身障害者医療費助成で71万円の増額、国保会計繰出金で371万7,000円の減額、精神障害者医療費助成で98万4,000円の減額、障害者自立支援事業で2,000万円の減額、障害者支援事業で100万円の減額がされています。

目2老人福祉費では、老人医療費助成事業で166万4,000円の減額、介護保険特別会計繰出金262万1,000円減額、高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画策定業務で204万1,000円減額されています。

目8臨時福祉給付金給付事業では、8万4,000円の減額がされています。

項2、目1児童福祉総務費では、乳児園医療費助成事業64万2,000円の増額、ひとり親家庭等医療費助成事業1万2,000円の増額、保育所入所事業における電算委託料及び平成27年

度分補助金返還金を合わせ167万2,000円の増額、学童保育施設管理運営事業117万円の減額がされています。

目6 幼児園費では、認定こども園園庭整備事業における工事請負費で81万4,000円の減額がされています。

次に、款4 衛生費、目1 保健衛生総務費は、健康推進事業及び感染症・予防接種事業で260万5,000円の減額がされています。

款10教育費、項3 中学校費では、式下中学校組合分担金で163万2,000円の減額、項5、目1 社会教育総務費では、生涯学習講座関係経費及び文化祭関係経費で79万円が減額され、ミュージックフェストなら事業委託で30万円減額、目3 社会教育施設費では文化ホール維持管理経費で80万円が減額されています。

項6、目1 保健体育総務費では、マラソン大会ゲスト謝金で17万円が減額されています。また、繰越明許費では、通知カード・個人番号カード関連事業等委託事業で54万7,000円、総合センター解体撤去工事設計業務費581万5,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款11 分担金及び負担金で、目2 民生負担金では、幼児園保護者負担金減額、保育所入所受託負担金減額、学童保育保護者負担金増額を合わせ194万8,000円の減額。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 民生負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、介護保険料軽減強化負担金を合わせ23万6,000円の増額がされています。

項2 国庫補助金、目10 児童福祉補助金では、母子家庭等対策費総合支援事業補助金、保育緊急確保事業で238万2,000円の減額がされています。

次に、款14 県支出金、項1 県負担金、目2 民生負担金も国庫負担金同様で、国民健康保険基盤安定負担金、介護保険料軽減強化負担金を合わせ108万9,000円の減額、項2 県補助金、目2 民生補助金では、解放会館補助金、保育緊急確保事業補助金、家庭支援推進保育事業費補助金を合わせ34万6,000円の増額がされています。目8 教育補助金では、学校・地域連携事業補助金、幼稚園運動場芝生化促進事業補助金を合わせ20万8,000円の減額がされています。

次に、款19 諸収入、項6 雑入では、平成27年度後期高齢者療養給付費市町村負担金の負担確定による精算で297万円が増額されています。

以上、一般会計第7回補正予算案であり、保育所入所受託人数、保健基盤安定負担金軽減について、障害福祉サービス扶助費、乳幼児医療費助成事業、介護保険繰出金、学校支援パ

ートナーシップ事業などについての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第8号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う予算の範囲内の整備であり、前回補正後の予算額と同様の、歳入歳出の総額を10億175万6,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第9号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算案については、事業額の確定見込みに伴う減額補正で、歳入歳出予算にそれぞれ262万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億4,148万9,000円と定めるものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第20号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、消費税引き上げによる公費を投入して低所得者の保険料軽減の実施期限を平成29年度までに改める改正案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第21号 三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例の制定案については、三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会を設置し、委託事業者を選定することを目的とした条例制定案であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会の委員報酬を定めるための条例の改正案であり、委員報酬支払い対象者についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第24号 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約の制定案については、規約の名称等を改めるための変更であり、変更による事業への影響についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案3件、条例案3件、規約の変更案1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでした。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま予算審査特別委員長、総務建設常任委員長、福祉文教常任委員長の報告が終わりました。

反対の議案ですが、平成29年度三宅町一般会計予算案、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、そして議案第15号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定案についての5議案について反対討論を行います。

平成29年度三宅町一般会計予算であります。町長は議会開会の挨拶の中で、日本経済は景気は一部に改善のおくれが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされ、個人消費や輸出・国内生産の持ち直し、雇用情勢の改善などが報告されており、先行きについては雇用・所得環境の改善の続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されると挨拶され、一般会計の説明の中でも今後も地方交付税の減少が見込まれる中、国の施策の変化による地方財政への影響が懸念されるところでありますと説明されていますが、国の政治はアベノミクスと消費税頼みの路線の行き詰まりと破綻が一層明確になり、財政運営上も表面化してきています。

平成29年度の政府予算案を見ても、軍事費は5年連続増加し5兆1,251億円、反対に社会保障費は自然増を1,400億円も削減、そして文教予算、中小企業対策費、農業予算など軒並み前年度マイナスになっています。

三宅町の一般会計予算案の中でも消費税が5%から8%に引き上げになったときから、消費税分を社会保障に回すと政府は言ってきたわけでありましたが、引き上げ分の地方消費税社会保障費財源分の市町村交付金について見てみますと、平成27年度決算では4,900万円から28年度予算は3,828万円、29年度予算は3,629万円と削減されています。

そして、予算審議の中でも指摘しましたが、同和対策の施策が同和対策特別措置法がなくなり十数年にもなるのにいまだに続けられています。一般施策として移行できるものは、すぐに移行すべきであります。

そして、29年度の一般会計予算案、28年度補正予算の数字訂正が多数指摘され、差しかえ

や再度説明書が配付されるなど、事務作業にも問題があります。

そして、議案第15号、16号については、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の活用をして新たな産業の創設を目指すものの、行政機関は保有する個人情報の利活用に関して民間業者から提案を募り、一定の審査の上で事業の利用契約を締結することになっています。その際、個人を特定できない加工した匿名加工情報を作成し、管理は個人情報保護委員会が担うものとなっています。一定の対策はとられるものの、民間業者が行政機関に預けた個人情報を取り扱うことは、国民の利益を阻害しかねないものであります。

また、匿名加工情報の作成については、加工情報が多量であるとの理由で、一部民間事業者への委託を可能としているなど、不適切な個人情報の流出や漏えいも懸念されます。

よって、他の予算案や補正予算、条例は問題ありませんので、その他の補正予算や条例については賛成とします。

以上、3件について反対の討論といたします。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認め、討論は終わります。

お諮りします。

議案第1号 平成29年度三宅町一般会計予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 平成29年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 平成29年度三宅町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 平成29年度三宅町水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 平成28年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 平成28年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてを採決しま

す。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第9号 平成28年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 平成28年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第12号 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第14号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を採決いたします。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立多数と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町附属期間設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例の制定についてより、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例の制定までの2件を採決します。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の変更についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 川西町・三宅町就学指導委員会共同設置規約の一部を変更する規約の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号（専決処分事項報告）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定いたしました。

追加議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（植村ケイ子君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第1、議案第25号 三宅町指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 本日、追加日程第1として上程いたしました議案第25号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例の一部改正については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、これまで都道府県指定の居宅サービスであった通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数である19名未満の小規模な通所介護について、平成28年4月1日から市町村指定の地域密着型サービスである地域密着型通所介護として新たに位置づけられることとなったことに伴い、本条例において地域密着型通所介護に関する基準を追加するために、所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑は終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第1、議案第25号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第2、議案第26号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 追加日程第2として上程いたしました議案第26号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例の一部改正については、三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するために、運営推進協議会の設置について規定する等、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、地域との連携等に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重ご審議賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑はなさそうなので、終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第2、議案第26号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月10日以来、15日間にわたり27件の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご可決、ご承認を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、本議会において議決を賜りました三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての施行に伴い、諸条例における各課名等の引用条文の整備につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行い、次の議会にてご報告させていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

また、本議会を通じてご意見、ご指摘いただきましたことを肝に銘じ、平成29年度からの新組織のスタートに当たり、私を含め全職員が気を引き締め直して職務に邁進し、議員皆様とともに住民のため、三宅町の未来のために精いっぱい取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ春を迎え、心も体も活気あふれる時節となってまいりましたが、健康には十分ご留意をいただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げるとともに、今後も一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 議員の皆様には、平成29年度予算審査、また機構改革、ほか慎重審議していただきありがとうございました。

可決した限りは議員各位におかれましても、責任を持ちながら行政と両輪となり、是々非々の形を持って取り組んでいただきたいと思います。

これもちまして、平成29年3月三宅町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

(午前11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員